

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

近畿支部報



安土駅（滋賀県近江八幡市）

近畿支部報第 77 号の発行にあたりまして、賛助広告をいただき誠にありがとうございました。

賛 助 広 告 一 覧 表

株 式 会 社 ア イ テ ク ノ
株 式 会 社 エ ン タ コ ン サ ル タ ン ト
大 阪 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社
キ タ イ 設 計 株 式 会 社
株 式 会 社 ケ ン セ イ
株 式 会 社 産 業 工 学 研 究 所
株 式 会 社 サ ン コ ム
株 式 会 社 三 和 綜 合 コ ン サ ル
株 式 会 社 西 播 設 計
正 和 設 計 株 式 会 社
テ ク ノ コ ー ポ レ ー シ ョ ン 株 式 会 社
内 外 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社
株 式 会 社 N I S S O 大 阪 支 店
株 式 会 社 播 磨 設 計 コ ン サ ル タ ン ト
阪 高 プ ロ ジ ェ ク ト サ ポ ー ト 株 式 会 社
株 式 会 社 フ ア ノ バ
(旧社名 株式会社 タカダ)
株 式 会 社 平 和 I T C
丸 一 調 査 設 計 株 式 会 社

(五十音順)

CONTENTS

近畿支部報
Vol.77 2022.2

●賛助広告一覧表

●近畿支部標準補償算定システムのご案内

●巻頭言

支部長挨拶	近畿支部 支部長 中村 雄一	1
-------	----------------	---

●令和3年度の要望活動 3

●講演会・講習会・研修会の報告

◆第45回通常総会 記念講演会「大規模災害に備える～地震防災の基本～」 NPO日本防災士会 大阪府支部事務局長（本部全国講師）	木村 郁夫	13
◆令和3年度近畿用対連補償算定標準書の留意点等（前年度対比）についての説明会 大阪エンジニアリング（株）取締役 技術部 部長 児玉 和也		23
◆令和3年度「営業補償の実務」についての説明会 大阪エンジニアリング（株） 技術部 専門職 大屋 周三		25
◆令和3年度「事業損失の実務」についての説明会 （株）ファノバ 技術第三部 部長 富永 弘実		33

●補償システムⅠT委員会レポート 35

●新会員の紹介

ケーエス技建（株）	代表取締役 中野 徹	40
-----------	------------	----

●親睦委員会便り

令和3年度下期編 近畿支部 親睦委員会	委員長 永井 晴夫	41
	副委員長 園田 純也	
	委員 今中 康生	
	副委員長 山本 俊之	

●支部だより 47

- 1) 支部役員会及び委員会の動き
- 2) 講演会・講習会・研修会等の開催
- 3) 会員親睦行事
- 4) 情報提供・その他

●会員の動向 53

●会員名簿 55

●編集後記 60

JCC近畿支部標準補償算定システム

Windows11動作確認済み！全国仕様の規定様式にも対応！

**建物（木造・非木造）・工作物・立木・動産・移転雑費・仮住居など
補償算定の一貫システムなので、テレワーク利用にも最適！**

Excelで作成した立木調査データの取込機能を追加 *New!*

当近畿支部では「近畿支部標準補償算定システム」を独自開発し、会員の統一ソフトによる運用を推奨しております。官公庁様に対しましては、このシステムを使用した成果品仕様の採用、及び再算定業務などのデータ利用についての要望活動を行い、ご理解を頂いております。益々、複雑化する補償金算定業務について、違算を防止するためにも是非活用をご検討ください。

システムの主な特徴

あらゆる物件の算定が可能です！

- ◆特に、建物算定では精度向上と**スピードアップ**が期待できます！
- ◆再算定による「単価入替」も、僅かな時間で**手間いらず**！
- ◆面倒な廃材処理も、建物・代価表・工作物も含めて**各起業者仕様**で詳細に集計！
- ◆補償算定の一連はもちろん、業務に合わせて**部分使いが可能**なシステムです。
- ◆受注業務・所有者単位でデータを管理し、受け渡しはそのまま**メール送信**が可能！
- ◆図面は**SXF・DXF**に読み書き対応、帳票は**Excel**に変換可能！
- ◆**ネット認証の使用ライセンス方式**を採用！インストール台数には制限なし！
- ◆社内でも算定仕様の標準化とデータの一元管理ができ、**管理者不要**です。
- ◆基準・単価変更でも社内でのメンテ作業は**手間いらず**。**人件費も経済的**です。
- ◆データの排他制御を搭載！**複数の作業**者による同時進行も可能です。

最新の補償基準・様式に対応済み！Windows10・11での運用にも安心です。

連動

積算画面

CAD画面

The image displays two side-by-side screenshots of the JCC system. The left screenshot, labeled 'CAD画面' (CAD Screen), shows a detailed architectural floor plan with various rooms and structural elements highlighted in green and yellow. The right screenshot, labeled '積算画面' (Calculation Screen), shows a complex data table with multiple columns for item codes, descriptions, and quantities. A large blue arrow points from the CAD screen to the calculation screen, with the word '連動' (Linkage) written above it, indicating the integration between the two functions.

<木造建物CAD>

■補償に特化した専用CADの充実した機能 ■**図面を作成しながら数量計算式を確認** ■図形の修正に併せて、集計表や数量根拠が自動変更 ■同じ仕上げは、ドラッグアンドドロップで簡単複写 ■建具番号は同一規格同一番号も含めて自動設定 ■その他にも多彩な汎用機能で図面作成を支援

<木造建物積算>

■**木造建物CADからの完全連動で、数値の変更もリアルタイムに処理が可能！** ■仕上げの設定は、部位ごとに用意された中から簡単選択 ■C A Dと連動利用しなくても充実した機能を用意 ■合成単価（代価表作成）にも対応

<非木造建物積算>

■用途・構造等による雛形を利用すれば入力手間を削減 ■入力済みの数量を利用すると、修正の際も同時変更 ■**煩わしい「廃材運搬・処分費」の算定も一気に解決！**

<工作物・立木・動産・移転雑費>

■工作物…最新の附帯工作物調査算定要領に対応済み ■立木…「**調査書・算定書**」が**調査表入力と同時に作成ができ作業効率は抜群** ■用材林…項目区分別に集計が可能。複雑な基準適用や単価入れもスムーズ ■動産…調査エリア別に集計し、体積・重量別に台数の算出が可能 ■移転雑費…一連のシステムに連動し、集計表と連動します

サポートサービス



◆近畿支部主催による**システム操作研修会**を毎年行っています。実務レベルで使える研修を行います。さらに**令和3年より、Web方式の研修を開催し、好評を頂いています。**

◆導入・使用についてはシステム開発会社による経験を積んだ**専門スタッフが対応**します。

◆年間サポート契約のご締結により、操作等に関するお問い合わせ対応、最新版プログラムの更新やメールによる各種情報のご提供等、**充実したサポートサービス**が受けられます。

補償実務者のアイデアが生かされた期待のシステムです

「近畿支部標準補償算定システム」は、近畿支部・補償システムIT委員会（旧・システム部会）が、近畿全府県に対応した実務者による基準運用の研究を重ね、様式の開発とシステムの監修を行った**近畿支部独自の補償算定システム**です。建物・工作物はもちろん、立木（庭木・用材林）、移転雑費の算定まで可能なシステムは、物件調査算定を行っている会員の多くが既に導入を済ませ、**会員に限らず年々に導入数が増え続けています。**

本システムは、**会員・非会員・官公庁様**を問わず導入頂けます。

導入の申込みとご相談は、下記までご連絡ください。

一般社団法人日本補償コンサルタント協会 近畿支部

TEL 06-6949-0805 FAX 06-6949-0816



支 部 長 挨 拶

(一社) 日本補償コンサルタント協会近畿支部

支部長 中村 雄一

新年明けましておめでとうございます。

昨年も新型コロナウイルス感染症拡大により、生活面でも経済面でも様々な制約が課せられた一年でした。その中で行われた東京オリンピック・パラリンピックは無観客開催となりましたが、選手達の素晴らしい活躍に、見ている私達の心も熱くなり、大いに勇気づけられ励まされました。

さて昨年5月の緊急事態宣言下における支部総会は初めてリモートのみで実施することとなり、支部役員会や各委員会、研修会等もリモートのみ、あるいは試行的にリモートとリアルを組み合わせたハイブリッドでの開催が多くなりました。

一方、10月から毎年実施している国・府県・政令市等への要望活動は、緊急事態宣言も解除となりリアルで実施することができました。会員からの要望に対して、起業者の方々と膝を交えて意見交換ができ非常に有意義な機会となりました。公務御多忙にもかかわらず、ご参加頂きました皆様にはこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

昨年は本省において、所有者不明土地や市町村等の用地職員の不足に対応する官民連携のあり方等について、有識者を交えた議論がなされた模様です。

私たち補償コンサルタントは用地事務の現場を担う者（縁の下の力持ち）として、若手技術者や女性技術者の確保・育成に取り組むべき時期に来ています。

コロナ禍によって人と人のつながりが分断され、希薄になるのではなく、互いの絆を深め合いながら、仕事に対する熱い思いと信頼関係の上に、次代を担う人材の育成に取り組んで参ります。

既に国民の7割以上がワクチンの2回接種を完了し、一時は収束したかに見えたコロナ禍ですが、昨年末より新たな変異株が出現し、未だ予断を許さない状況にあります。

当支部におきましても感染対策については万全の備えをして支部の行事を遂行する所存ですが、会員の皆様にも感染対策にはくれぐれも慎重な対応を心掛けて頂きたく存じます。

そして来るべき2025年大阪・関西万博ではコロナ禍も収束し、効率的な都市インフラの整備と街づくりの上に、日本の先進技術やおもてなしの心が世界に向かって遺憾なく発信されますことを心より祈念申し上げます。

妥協のない技術力で確かな信頼を獲得 総合補償コンサルタント

全8部門登録

土地調査 土地評価 物件 機械工作物
営業補償・特殊補償 事業損失 補償関連 総合補償

新しい公益を社会に提供する

FANOVA

株式会社ファノバ

<http://www.fanova.co.jp>



◆ 有資格者 ◆

【補償業務管理士】（土調）6人（土評）4人（物件）15人（機工）8人（営特）7人（事損）16人（補関）6人（総補）2人
【一級建築士】3人 【二級建築士】10人 【アスベスト診断士】1人 【測量士】3人

◆ 業務実績 ◆

- 土地調査・土地評価 / ・用地測量、登記簿調査・土地鑑定評価
- 建物・機械・工作物 / ・大規模工場の移転、構内改造 ・一般機械工場、自動車整備工場、造船所、
化学工場、コンクリートプラント、砕石工場、製紙工場、食品工場、廃棄物処理工場、神社、寺院、
小売店舗、ショッピングセンター、パチンコ店、ガソリンスタンド、養鶏場、養魚場、牧場、ゴルフ場、
墓地、区分所有建物、一般住宅等の建物移転補償
- 公共補償 / 上水道施設、簡易水道施設、下水処理施設、ごみ処理施設、警察署、郵便局、放送局
- 営業補償 / あらゆる業種の営業廃止、休止、規模縮小、仮施設補償
- 立竹木補償 / 庭園、用材林、果樹園
- 漁業補償・農業補償・鉱業権補償
- 事業損失 / 建物の事前調査、事後調査、事後調査復旧費算定、水枯渇、日影、電波障害、騒音振動
- 補償関連 / 事業認定、裁決申請図書作成、補償説明、技術者派遣、点検業務

拠点一覧

本 社	〒530-0001	大阪市北区梅田 1-2-2-1200 大阪駅前第2ビル 12 階	TEL : 06-6344-0540 FAX : 06-6344-0605
神戸営業所	〒650-0022	兵庫県神戸市中央区元町通 3-17-8-302	TEL : 078-335-2424
尼崎営業所	〒661-0035	兵庫県尼崎市武庫之荘 3-7-8	TEL : 06-6434-1802
姫路営業所	〒670-0065	兵庫県姫路市上手野 380-101	TEL : 079-299-1870
京都営業所	〒604-0985	京都府京都市中京区麩屋町通丸太町下ル舟屋町 424	TEL : 075-255-5105
福知山営業所	〒620-0915	京都府福知山市字十二 68-1-101	TEL : 0773-33-9010
滋賀営業所	〒520-0802	滋賀県大津市馬場 2-6-12-301	TEL : 077-526-8310
奈良営業所	〒630-8244	奈良県奈良市三条町 487	TEL : 0742-20-0158
和歌山営業所	〒640-8256	和歌山県和歌山市土佐町 2-7-1	TEL : 073-421-3285

令和3年度の要望活動

令和3年度の要望活動は、昨年度に引き続き、全国の会員からのアンケートに基づき作成された3項目の「令和3年度 本部要望書」と、近畿支部の各会員から提出された要望事項11項目をまとめた「令和3年度 近畿支部要望書」をもとに、令和3年10月15日の近畿地方整備局用地部に対する要望活動を皮切りに、各府県や政令指定都市など14の起業者に対して会員企業を取り巻く実態の課題に対して改善等の要望活動を実施しました。

要望活動は毎年度、支部長以下役員が各起業者を訪問して行っていますが、昨年度はコロナ禍の影響で7起業者しか訪問ができませんでした。今年度は、コロナ禍の影響が一定あったものの、感染対策に十分留意しつつ、13起業者に対して、対面による意見交換会を実施することができました。

近畿地方整備局に対する要望活動には、近畿支部より中村支部長、武田副支部長、梶副支部長及び水上幹事の4名が出席し、近畿地方整備局からご出席頂いた池田用地部長はじめ福田用地調整官、水谷用地調査官、岸本用地企画課長、山田用地補償管理官に、本部要望書、近畿支部要望書をもとに会員からの声について具体的事例を挙げるなどして実態の改善を要望しました。

特に、我々補償コンサルタント協会の会員が品質の高い成果物を責任をもって納入するために、ま

た、各会員企業が継続的に人材を確保していくために、さらに、政府が政策としてすすめる「働き方改革」を実行していくためには、適正な積算歩掛の適用及び契約変更や各起業者の補償金算定等に関する運用及び様式の統一が必要不可欠であるとして強く訴えました。

そして、昨年度に引き続き、「収用等の課税の特例制度の運用について」については、関連書類の作成を補償コンサルタントに依頼された場合は作業量の増加が見込まれるため、適正な委託費の追加を要望しました。また、いまだ収束しないコロナ関係については、「新型コロナ禍における業務対応について」で、起業者、権利者、受注者いずれもが安全な体制の下、安心して現地調査が行われ、十分な工期設定や工期延長をもって円滑に成果物が納品できるよう、特段の配慮を要望しました。

近畿地方整備局からは、近畿支部の要望書に対してそれぞれの各要望事項に対する回答をいただき、「業務契約において発注者と受注者は対等な関係であり、あたかも発注者が優越的地位を有するかのようなふるまいは許されません。業務内容に変更が生じた場合は、受注者と協議の上、履行期間及び請負代金の変更を行うよう指導しており、引き続き適正な発注に努めて参ります。」として理解を示されました。

さらに、運用等の不統一に関する要望についても、「起業者によって補償金算定方法の平仄が図られるよう、近畿地区用地対策連絡協議会の活用

などにより、起業者間の連携に努めて参ります。」とご理解を示されました。

意見交換においては、われわれの業界の多くが中小零細企業であり、継続的な技術者の育成と優秀な人材の確保などを行っていくためには補償コンサルタントの業務量の確保が重要であり、公共事業予算の安定的な確保をお願いしました。

また、今年度本部要望書で追加された項目である「若手技術者及び女性技術者の確保・育成」について、起業者も含めた人材確保の課題や今後の用地取得業務のあり方についても、業務のさらなる合理化・迅速化の具体的方策について、活発な意見交換が行われました。

各府県や政令市などの起業者の皆様に対しましては、特に、依然として会員から改善要望の絶えない、適正な変更契約や適正歩掛による発注、プ

レハブ建物等の見積徴収依頼に対する起業者の配慮等に関する問題について、近畿支部要望書をもとに近畿支部の役員が現場実態と具体的事例をあげて改善を要望いたしました。

各府県や政令市などの起業者におきましては、要望に該当しない項目や既に改善や対策済みの項目等もありましたが、要望書の趣旨や実情等については概ねご理解を頂きました。

特に、収用等の課税の特例制度の運用に関しては、「我々（起業者）も対応を思案しているところ。用対連による統一的な方向性の提示を期待している。」と近畿地区用対連における早期の調整の必要性を述べられました。

なお、協会本部による国土交通省への要望活動は、令和3年10月7日、坂田会長、間瀬副会長、熊谷専務理事、井上企画部長が、市川土地政

＜補償コンサルタント＞・＜不動産鑑定評価＞

確かな技術力、専門能力の向上、問題解決のための高い価値観をもって、社会への貢献を果たします。

★補償コンサルタント

[登録部門]全8部門

- ◆土地調査部門
- ◆土地評価部門
- ◆物件部門
- ◆機械工作物部門
- ◆営業補償・特殊補償部門
- ◆事業損失部門
- ◆補償関連部門
- ◆総合補償部門

★不動産鑑定評価

- ◆一般鑑定評価
- ◆賃料鑑定評価

★その他

- ◆補償理論研修講師

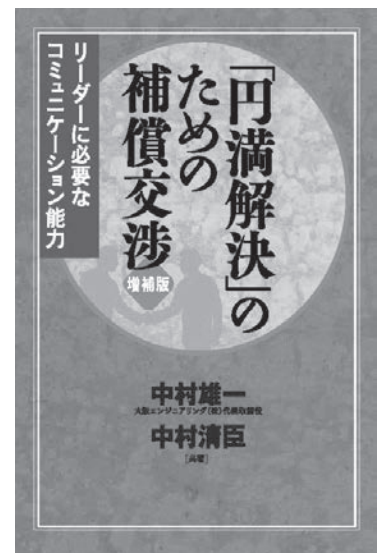


大阪エンジニアリング株式会社

■本社 〒550-0025 大阪市西区九条南2-18-16
TEL:06-6581-2815 FAX:06-6581-4878

支店等

- | | | | |
|--------|--------|---------|-------|
| □京都支店 | □奈良支店 | □兵庫支店 | □滋賀支店 |
| □和歌山支店 | □姫路営業所 | □京都南営業所 | |



↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑↑
B6判 192ページ 定価2,000円(税込)
ご注文は、FAXあるいはE-mail
にてお申し込みください。
FAX:06-6581-4878
E-mail:infooe2815@o-e.co.jp

令和3年度の要望活動

策審議官、千葉土地政策課長、九鬼公共用地室長、黒田用地企画官ら本省幹部に対して実施いたしました。

【令和3年度 本部要望書】（抄文）

1. 補償コンサルタント業務に従事する技術者の育成、人材確保、業務環境の改善について

近年の補償コンサルタント業界の経営環境の悪化、少子化による当業界への就労者の減少、職場として建設業界を敬遠する傾向も強く、継続的な技術者の育成、人材の確保、働き方改革への取り組みなどの業務環境の改善が、当業界の喫緊の課題となっています。

円滑な公共用地取得のために、ひいては、将来の社会資本整備のために必要・不可欠な

技術者不足の改善、特に若手技術者及び女性技術者の確保・育成は、官民挙げて取り組むべき課題であります。

これらを解決するため、以下の項目について要望いたします。

（1）企業の健全な発展と技術者の処遇改善

- ①安定的な事業量の確保
- ②地域コンサルタントの活用の拡大
- ③発注歩掛の継続的見直し
- ④技術者単価と低入札価格調査基準価格の更なる引き上げ
- ⑤補償業務管理者の確実な確保のための担い手育成の推進

（2）魅力ある業務環境の改善

- ①入札時の補償業務管理士の資格に対する企業評価、技術者評価のウエイ

補償コンサルタント業務の必需品

テクノ補償システム

☆ お客様の業務をご支援いたします ☆

社会とシステム、情報と人とのベストパートナーとなる
次代を見つめたコンピュータシステムづくりをめざして！

テクノ TECHNO CORPORATION 株式会社

代表取締役 奥嶋 一文

＜事業内容＞

- ◆ネットワークシステムのコンサルテーション・設計・施工
- ◆ソフトウェアの開発・販売
- ◆ハードウェアの開発・販売
- ◆コンピュータに関するコンサルテーション及び教育
- ◆コンテンツの作成

＜熊本本社＞

〒861-4113 熊本県熊本市南区八幡5丁目17番43号
TEL 096-358-5100 / FAX 096-358-5109
URL <http://www.techno-corp.co.jp>

＜東京営業所＞

〒330-0055 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町5-8
浦和Aビル3F
TEL 03-3438-2927 / FAX 03-3438-2928

トの拡大

②適正工期、納期の平準化、長時間労働の是正、有給休暇等取得をはじめとする働き方改革の推進に対する発注者側の理解と配慮

2. 品質の確保と品質の向上について

公共事業の円滑な推進のために適正な補償の実現に資し、計画的な公共用地取得に寄与するためには、成果物の品質確保が必須条件となります。

品質の確保とその向上を図るため、以下の項目について要望いたします。

- (1) 発注仕様と歩掛の統一的整備
- (2) 適正な技術者評価を行うための確な発注方式の採用
- (3) 受発注者相互のミス防止の取り組み強化
- (4) 補償コンサルタント業務における補償コンサルタントCPDの活用

3. 協会会員の一層の活用について

当協会は、組織の連携強化、研修の拡充、情報の伝達等体制整備の充実により、更なる会員の資質向上を図っております。

期待される成果物作りに研鑽している当協会会員の一層の活用をお願いいたします。

【令和3年度 近畿支部要望書】

1. 用地調査等業務の業務内容、業務指示及び業務数量の適正な変更について

用地調査等業務につきましては、共通仕様書や特記仕様書により業務の目的、適用基準、業務内容等に基づきそれぞれ作業歩掛が整備されています。

起業者におかれましては、業務を発注する時点で現地等の把握が不完全であっても諸々の理由により業務費を積算され発注される場合があり、監督員の指示により業務内容や業務数量が当初設計に比べ大きく変更されるこ

人・自然の調和をめざして豊かな環境を創る

建設コンサルタント



丸一調査設計株式会社

代表取締役 山崎 裕生

本社 / 〒910-0841 福井市開発町第20号6番地 TEL(0776)52-8400
FAX(0776)52-8401
兵庫支店・坂井支店・滋賀支店・敦賀営業所・淡路出張所・金沢事務所

とも少なくありません。

このような場合においては、業務期間の延長や委託料の契約変更に関する協議をお願いするとともに、特に変更契約限度額を当初設計金額の2割とか3割に設定されている起業者におかれましては、その限度額を超える部分については、受注者の危険負担とならないよう、やむを得ない理由がある場合には変更契約の対象とすることを認めていただくか、別業務として発注して頂くなどのご検討をお願いいたします。

2. 補償金算定等に関する運用及び様式の統一について

起業者の多くは、補償金の算定はもちろんのこと、被補償者や会計検査院の問い合わせ等に対し、「公共用地の取得に伴う損失補償

基準」を規準とした「近畿地区用地対策連絡協議会の運用申し合わせ」などをよりどころにされている場合が多々あります。

しかしながら、その運用や算定様式が起業者それぞれの実務の歴史の中で補償金額の算定に少なからず相違が生じているところです。

そのような中、国土交通省をはじめ中央用地対策連絡協議会は、こういった起業者間における補償金算定方法の平仄を図るため、平成28年度の「建物移転料算定要領」の制定を皮切りに各種算定要領の整備を行い運用の統一を図られました。

それでもやはり、一部の起業者におかれましては独自の様式を追加・変更することを求められておられるため、近畿地区用地対策連絡協議会加盟起業者におかれましては、様式の統一した運用の徹底をお願いいたします。



当社は補償業務の総合コンサルタントとして創業以来、数多くの移転補償業務及び事業損失補償業務をハード・ソフトの両面から追求し、補償業務を一貫してお受けできるシステムが当社の大きな特色となっており、事業のスムーズな進歩に尽力し、起業者各位より内容の充実度、立証の正確さの両面で信頼を得ています。
それは経験豊富なベテランスタッフ集団の自由な発想と即応力を駆使し、さらに最新の技術により、補償業務に積極的に取り組んでいるからです。

あらゆる補償業務を
一貫してお受けします。

用地補償総合コンサルタント 特殊物件・営業補償・事業損失・意識調査
環境アセスメント・都市開発総合計画



株式会社 産業工学研究所

本社 大阪市西区立売堀3-1-14
TEL 06-6541-5845 FAX 06-6532-7777

奈良営業所 TEL 0742-30-2105
和歌山営業所 TEL 073-402-1581
京都営業所 TEL 075-353-9515
滋賀営業所 TEL 077-579-6855

兵庫支店 兵庫県姫路市北条永良町251
TEL 079-284-8341 FAX 079-284-9369

東京支社 神奈川県川崎市多摩区登戸2258
TEL 044-932-9010 FAX 044-932-9088

東京営業所 TEL 03-3364-6450
横浜営業所 TEL 045-909-5270

九州支社 長崎県佐世保市矢峰町90-4
TEL 0956-49-5577 FAX 0956-49-4477

補償金算定に係る業務を受注する我々補償コンサルタント業界としましては、要領に沿った正確で質の高い成果物を納品するために補償金算定の統一した取扱い、運用及び様式の統一化を切に望むところです。

近畿地区用地対策連絡協議会におかれましては、各加盟起業者の補償金算定等に関する取扱い、運用の統一化及び様式の統一化についてのご検討をお願いいたします。

3. 機械設備及びプレハブ建物の調査算定と見積徴収について

機械設備の調査算定は、「機械設備調査算定要領」に基づき移転工法案を検討し実施することになりますが、特殊な機械設備等に関する移転工程表等の作成には専門的な知識が求められるとともに専門メーカー等の意見書や見積書に頼る場合が多く、起業者によっては、耐用年数の認定や経済比較の方法等に関する取扱いがまちまちになります。

また、プレハブ建物等の推定再建築費や標準単価表にない建築設備や工作物等の算定については、複数の業者より見積書を徴収して算定を行うこととされていますが、受注者である補償コンサルタントからの依頼だけでは見積徴収への協力が得られない場合があり、過年度より起業者のご協力をお願いしているところですが、依然として困難を極めております。

調査業務の円滑な履行のためにも、起業者から先に連絡を取っていただくことや見積依頼に立ち会いをお願いすることも含め、引き続き機械メーカーやプレハブメーカーに対して見積徴収への協力依頼のお力添えをお願いいたします。

なお、「機械設備の経済比較の取扱いの検討」について、近畿地方整備局用地部より通知されるとともに、今般、近畿地区用地対策

連絡協議会より参考送付されており、内容についてご理解をお願いいたします。

4. 石綿含有建物等の調査及び算定について

これまで建物移転料算定における石綿含有建材にかかる解体費の調査積算については、「石綿調査算定要領（平成24年3月30日付国土用第50号）」に基づき実施してきましたが、平成29年5月新たに環境省より「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」が発出され、石綿除去の対象範囲が拡大されました。

すでに多くの地方自治体では環境省通達に基づく飛散防止措置の指導がなされていることから、用地調査等業務においても調査方法や解体費に関する関係権利者への説明が必要と思われます。

「石綿調査算定要領」が一部改正（令和2年3月）され「要領の解説」が制定（令和2年4月）されましたが、石綿含有成形板等において専門業者からの見積もりを徴しない場合の取扱いについては、統一的な考え方や歩掛り等が示されていないため案件ごとに取扱いが異なっている状況であると思われます。早急なる石綿含有建材の撤去費用にかかる歩掛整備をお願いいたします。

5. 収用等の課税の特例制度の運用について

令和2年6月6日付けにて国税庁より租税特別措置法に規定された収用等の課税の特例（5,000万円控除）の適用についてリーフレット「事業者の皆様へ」が発出され、公共事業用資産の買取り等の申出証明書の提出、買取り等証明書等を作成するうえでの留意点が示されました。

リーフレットの第2項では、「事業施行地外の土地の上にある建物等の資産にかかる移

転補償金については、原則として、譲渡所得等に係る収用の特例（5,000万円控除等）の適用はありません。」と改めて記載されておりますが、これを受けて事業施行地外に存する物件等の算定表の作成や関連書類の作成を補償コンサルタントに依頼する場合には適正な委託費の追加をお願いいたします。

6. 地盤変動影響調査業務について

地盤変動影響調査業務については、用地調査等業務共通仕様書及び「地盤変動影響調査算定要領」に調査算定等の具体的な作業が示され、用地調査等業務費積算基準に基づき発注がなされていると思いますが、工事を所掌する技術課が主務課として発注がなされるため、例えば4級水準測量が業務費積算基準に計上されていない等、業務の実施内容に齟齬

が生じたりして調査の実施に当たり受注者の大きな負担となる場合が多々あります。

つきましては、現地調査の円滑な履行と事業損失としての適正な判断さらには適正な費用負担額の算定を行うためにも、地盤変動影響調査を発注される場合の打合せ協議にあつては用地担当部局の同席をお願いいたします。

7. 近畿支部標準補償算定システムの採用について

一般社団法人日本補償コンサルタント協会近畿支部では、受注業者の用地調査等業務における成果物の品質の向上と業務効率の向上を図るため、さらには、「見やすく分かり易い成果物」とするため、各種様式の統一化による補償金額算定の標準化を行うことを目



建設コンサルタント <https://www.naigai-eng.co.jp>

内外エンジニアリング株式会社

代表取締役社長 池田 正

補償コンサルタント登録 補30-第150号
登録部門 土地調査/物件/営業・特殊補償/事業損失

本 社	〒601-8213 京都市南区久世中久世町1丁目141番地	TEL: 075-933-5111(代)
	＜空間調査技術部・補償課＞	TEL: 075-932-4387(ダイヤルイン)
支 社	大 阪 TEL: 06-6221-3081 東 京 TEL: 03-5818-5760 福 岡 TEL: 092-431-2851	
支 店	東 北 TEL: 022-217-3811 中 部 TEL: 053-580-3870 中国四国 TEL: 082-243-4581	
関連会社	内外エンジニアリング北海道(株) 〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目3番地(パークイースト札幌) TEL: 011-271-8511 https://www.naigai-eng.co.jp/hokkaido/	
	(株)内外測技 〒601-8213 京都市南区久世中久世町1丁目141番地 TEL: 075-924-3773 https://www.naigai-skq.co.jp	

的に、近畿地区用地対策連絡協議会の様式を規準とした「近畿支部標準補償算定システム」を独自開発し、会員統一のソフトとして「物件部門」に登録する大方の会員が運用しているところ です。

また、システムの操作性や能率の更なる向上をめざして、システム研修会などを通じて改良点改善点などの研鑽を続けており、新しく制定された「建物移転料算定要領」にも準拠するよう改善を施したところ です。

それぞれ個別の様式を採用されている起業者もおられますが、当システムによる、成果物の納入についてのご検討をお願いいたします。

8. 一般社団法人日本補償コンサルタント協会近畿支部との「所管施設の災害応急対策業務に関する協定」について

昨今、近畿圏においても「大阪府北部地震」や「平成30年7月豪雨」など異常ともいえる気象状況により想定外の降雨災害や地震災害が相次いで発生して大きな被害をもたらしています。

閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」においても、令和3年度から令和7年度の5年間で防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図ることが明記されています。

こういった自然災害が発生した場合には、被災地の早期復旧のため、倒壊建物等の処分や緊急車両の通行ルートを確認するための公費解体処理など、被災箇所の用地調査や用地測量、関係人調査、被災建物に関する所有者との調整など緊急に対応しなければならない事務が多く発生するものと考えられます。

当協会近畿支部は、平成23年6月15日に国土交通省近畿地方整備局と「災害時における近畿地方整備局所管施設の災害応急対策業

務に関する協定」を締結し、平成23年の台風12号・15号和歌山県紀南地区の災害においては、同協定に基づき選抜会員を現地に緊急派遣するとともに、被災地における地図の転写、測量、土地・建物の登記記録調査と権利者等の確認、施工承諾の徴収や、また緊急対策工事により被害が想定される家屋等の事前・事後調査に従事するなど早期復旧に協力いたしました。

近畿各府県におかれましても災害時における所管施設の災害応急対策業務は必須と考えられ、測量業、建設コンサルタント業が行う災害復旧事業費確定のための災害査定とは異なり、所管施設の災害応急対策を目的とした土地・建物の登記記録調査と権利者等の確認、施工承諾の徴収、緊急対策工事により被害が想定される家屋等の事前・事後調査については、我々補償コンサルタント業がノウハウを有するとともに、発災時には事務担当者だけでは対応いただけない相当のマンパワーも必要となることが想定されます。このため、各府県におかれましても所管施設の災害応急対策業務に関する協定を締結いただいた上で、我々近畿支部会員が有する土地調査部門や事業損失部門のノウハウを発災時に活用いただければ幸いです。

今後、いつ来てもおかしくないと言われている「南海トラフ地震」や異常降雨による想定外の土砂災害等に備えるため、災害時の所管施設の災害応急対策業務に関する協定についてのご検討をお願いいたします。

9. 所有者不明土地問題の対策に補償コンサルタントの活用を

地籍調査等を実施しても現存する不動産登記簿上で所有者及び所有者の所在が確認できないとして、公共事業推進の大きな支障となっている「所有者不明土地」に対する対策

令和3年度の要望活動

として、平成30年6月6日『所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法』が成立し、土地収用法の特例、地域福利増進事業、長期相続登記未了土地に係る不動産登記法の特例等の制度が創設されました。

国土交通省は、この特措法の成立を受けて一般社団法人日本補償コンサルタント協会に対し、協会会員が持つ権利者調査や不在者財産管理制度、相続財産管理制度、土地収用法の所有者不明裁判申請図書の作成など土地と権利者の特定に関する知識やノウハウの提供と協力を要請してきています。

我々一般社団法人日本補償コンサルタント協会は、近畿地方整備局が主催する近畿地方所有者不明土地連携協議会のメンバーとして常に最新情報を共有しており、これまでの用地補償業務に関する実績と公共事業のパートナーとしての使命感をもとに組織を挙げて協力させて頂きたいと考えておりますので一般

社団法人日本補償コンサルタント協会近畿支部会員の積極的活用をお願いいたします。

10. ウィークリー・スタンスへのご理解とご協力について

働き方改革関連法が施行され、令和2年4月より全ての補償コンサルタント会社において、労働基準法の36協定締結に基づく時間外労働の上限規制が導入されています。また、国土交通省近畿地方整備局より令和2年3月11日付けで発出された「設計業務等の業務環境の改善について」で示されるように、ウィークリー・スタンスを通じ働き方改革関連法に呼応した補償コンサルタント業務に資するため、各起業者におかれましては、その趣旨をご理解の上、会員企業がウィークリー・スタンスを求める際にはご協力をお願いいたします。

令和3年度 要望活動実施状況

	実施日	要望先	相手方(意見交換会)	当方参加者
近 畿 支 部	R3年10月 7日	国土交通省 不動産・建設経済局 土地政策課 公共用地室	千葉 土地政策課長 他	坂田会長、間瀬副会長、熊谷専務理事、井上企画部長
	R3年10月15日	近畿地方整備局 用地部	池田 用地部長 他	中村支部長、武田副支部長、梶副支部長、水上幹事
	R3年11月 4日	奈良市 建設部 道路建設課	川口 道路建設課課長補佐 他	中村支部長、武田副支部長、水上幹事、堀本幹事、藤本幹事
	R3年11月 4日	奈良県 県土マネジメント部 用地対策課	島岡 用地対策課長 他	中村支部長、武田副支部長、水上幹事、堀本幹事、藤本幹事
	R3年11月10日	京都府 建設交通部 用地課	西浦 用地課長 他	中村支部長、武田副支部長、水上幹事、堀本幹事
	R3年11月15日	京都市 建設局 道路建設部	吉田 道路建設部用地課 補償担当課長 他	中村支部長、武田副支部長、梶副支部長、吉田幹事、瀬尾幹事、水上幹事
	R3年11月19日	大津市 都市計画部 市街地整備課	草薙 市街地整備課長 他	中村支部長、武田副支部長、梶副支部長、水上幹事
	R3年11月19日	滋賀県 土木交通部 監理課 用地対策室	中嶋 用地対策室長 他	中村支部長、武田副支部長、梶副支部長、吉田幹事、水上幹事
	R3年11月29日	和歌山県 県土整備部 県土整備政策局 用地対策課	津山 用地対策課長 他	中村支部長、武田副支部長、佐藤幹事、山本委員
	R3年12月 2日	神戸市 行財政局 資産活用担当局	塩見 資産活用課長 他	中村支部長、武田副支部長、瀬尾幹事、水上幹事、永井幹事
	R3年12月 3日	兵庫県 県土整備部 県土企画局 用地課	片岡 用地課長 他	中村支部長、武田副支部長、瀬尾幹事、水上幹事、永井幹事、園田幹事
	R3年12月 8日	阪神高速道路(株) 建設事業本部 用地センター	小島 用地センター長 他	中村支部長、武田副支部長、今井幹事
	R3年12月17日	堺市 建設局 用地部	東口 用地第一課長 他	武田副支部長
	R3年12月23日	福井県 土木部 土木管理課	高木 土木管理課長 他	中村支部長、林原幹事、宇野福井県支部会長
	持参による提出	西日本高速道路(株) 関西支社 建設事業部		

特に、ウィークリー・スタンス推進チェックシート等の活用により、業務着手時に受発注者の勤務時間、定時退社日などの就業環境や、業務特性等を勘案し、実施日、実施時間等、実施する内容を設定することで、受発注者双方が円滑な業務推進を共有でき、品質向上に資していくことにつながります。

なお、やむを得ず、権利者等の第三者の要求により休日に対応を余儀なくされる場合にあっては、職員の振替休日等取得へのご理解・ご協力をお願いいたします。

併せて、年次有給休暇付与の義務づけについてのご理解・ご協力をお願いいたします。

11. 新型コロナ禍における業務対応について

今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、政府の緊急事態宣言が発出され、補償コ

ンサルタント業務においても、現地調査の延期、算定など社内事務でも在宅勤務を余儀なくされたところです。

その際、多くの起業者では、工期延長など業務停止措置を通じて、感染予防対策にご配慮いただいたところですが、権利者の同意がある場合には現地調査を強いられる事案もあり、算定など社内事務では現地調査の延期されたことを取り戻すために、作業量に見合わない工期にて成果物の納入を急がされる事案もありました。

新型コロナ禍の収束が見通せない今日の状況におきましては起業者、権利者、受注者いずれもが安全な体制の下、安心して現地調査が行われ、十分な工期設定や工期延長をもって、円滑に成果物が納品できるよう、特段のご配慮をお願いいたしますとともに、併せて安定的な事業量の確保をお願いします。



要望書の手交
(左) 中村支部長、(右) 池田用地部長

第45回通常総会 記念講演会 「大規模災害に備える～地震防災の基本～」



NPO日本防災士会
大阪府支部事務局長（本部全国講師） 木村 郁夫

令和3年5月21日（金）に第45回近畿支部通常総会を皆様のご協力を得て無事開催（Web開催）いたしました。大阪府に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されたため、通常総会日に開催予定であった記念講演会は中止いたしました。

しかしながら、当日開催を予定しておりました記念講演会のテーマは防災についてであり、災害発生後の事業継続のための備えや復旧補助業務の関連知識として、ぜひ皆様に聴講いただきたいと考え、Web開催ではありながら、令和3年8月25日（水）に実施することができました。

「大規模災害に備える～地震防災の基本～」と題して、木村 郁夫氏にお願いいたしました。

木村氏は、阪神淡路大震災発生直後、神戸にて事業所の復旧工事を請け負い、被災地の悲惨さに直面し、地震対策とは何かと疑問を持ち、独学を始めたということです。その後は、地震防災用具の販売及び取り付け工事や緊急地震速報専用端末機の販売や地震対策コンサルティングなど地震対策全般を手がけられると同時に、自主防災会、自治体、公的機関などにおいて、地震対策の講師として、講演活動・防災意識啓発活動をスタートされました。また、読売テレビ「情報ライブ ミヤネ屋」やNHKなどテレビ・メディアにも出演され、市民・事業所側からの視線で、地震防災の啓発活動を行うなど多方面でご活躍をされておられます。

講演内容は、まず、これまで発生した地震の概要から始まり、今後発生が予想される巨大地震について、特に近畿地方に甚大な被害をもたらすであろう南海トラフ地震について、詳しくご説明いただきました。

そのためには、地震に限らず、すべての災害から生き残るためには事前対策が必要ということで、過去の教訓を活かすためにオフィス家具の転倒・落下防止や家庭でもすぐにできる安全な家具の配置や食料品等の備蓄などきめ細かな地震対策等の説明がありました。また、今回の講演会の参加者が福井県から和歌山県に至るということで、それぞれの地域の特性を踏まえての災害対策の説明や「正常性バイアス」や「同調バイアス」に代表される発災時の人間心理まで踏み込まれて熱弁をふるわれました。

防災対策について、非常に幅広い内容で、帰ってすぐ家族と話し合わなければと思うような充実した100分間でした。

（敬称略・文責 事務局）

日本補償コンサルタント協会 会員様

これまでの大震災に学ぶ実践的防災対策
～いざという時に命を守るために～

NPO日本防災士会 本部全国講師
地震防災アドバイザー 木村郁夫
2021年8月25日

プロフィール

木村 郁夫

肩書き： 地震防災アドバイザー／地震防災講演 講師／

生 年： 昭和32年生まれ 大阪府岸和田市出身

活 動： ●地震 防災講演

●T.V.、ラジオなどでの地震防災コメンテーター



TV大阪 超安心「リスク大辞典」身近な危険を回避せよ
NHKラジオ「まいあき関西」
情報ラジオ「ミヤノ」 事故で出かける地震防災
NHK「ニュースほっと関西」 今すぐできる家庭での備え など その他多数

●地震 防災診断コンサルティング（職場や家庭の防災診断）

・オフィス、店舗、工場などの防災診断
・学校、公民館など設置物の転倒防止などについての対策と改善
・一級建築士などでは家具の転倒防止や防災備蓄品のチェック、家具のレイアウト、避難経路の確保などについて診断し、改善点やアドバイスなど。

●防災実践訓練指導

・避難訓練や防災訓練の実地指導

プロフィール

地元の外食企業にて店長を経験。退職後、建築関係の事業に付く。

阪神淡路大震災発生後、神戸にて事業所の復旧工事を請け負い、被災地の悲惨さに直面。

地震対策とは何かと疑問を持ち独学を始める。

平成14年 全日本地震防災推進協議会メンバーに参加

室内の安全対策を中心に地震対策全般の業務を開始。（現在に至る）

平成15年 代表取締役をつとめる建築資材販売会社内に

・地震防災用員の販売及び取付け工事
・緊急地震速報専用端末機の販売
・地震対策コンサルティング
など、地震対策全般を手がける防災部を設置。

同時に、各地自治体・公的機関などにおいて地震対策の講師として、講演活動・防災意識啓発活動をスタートさせる。新海中継地帯など、災害現地入りにて被災状況調査を行う。

平成23年 7月、日本防災士会大阪府支部の事務局長に就任。

平成24年から、地震対策セミナー講師。近畿圏を中心に各企業、各地公的機関事業所・学校、自主防災会等において地震対策（対地震災害における事業継続計画）対策を中心とした防災講演会を開催。パッケージ型（画一型）の防災講演から、企業ニーズを取り込んだオーダーメイド型講演まで幅広くこなす。

本日ご参加予定会員様 地域（市役所住所）



大阪府	大阪市	12社
	泉南市	1社
兵庫県	神戸市	3社
	宝塚市	4社
	加古川市	3社
	たつの市	4社
京都府	京都市	3社
	京丹後市	1社
滋賀県	大津市	4社
	栗東市	1社
	近江八幡市	3社
奈良県	奈良市	4社
和歌山県	和歌山市	1社
	海南市	1社
福井県	福井市	6社
	敦賀市	3社
	鯖江市	1社

これまでの発生した地震

阪神淡路大震災1995年



JR住吉駅前



神戸市立中央図書館（神戸市立中央図書館）



阪神・淡路大震災（1995年）の被災状況（神戸市立中央図書館）



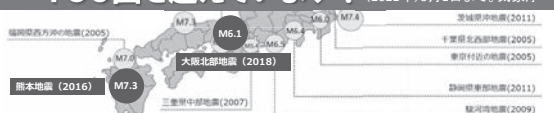
阪神・淡路大震災（1995年）の被災状況（神戸市立中央図書館）

阪神・淡路大震災（1995）以降の大規模な地震（抜粋）

マグネチュードは1増えると
地震のエネルギーが32倍になります。



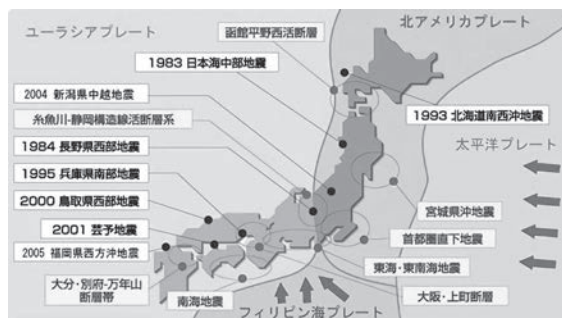
阪神・淡路大震災以降、
最大震度4以上の地震発生は
160回を超えています！（2021年）5月1日まで。気象庁



今後、注意をしていくべき巨大地震



A map of Japan illustrating the locations of major earthquakes and the surrounding tectonic plates. The map shows the four main islands of Japan. Tectonic plates labeled include the Eurasian Plate (ユーラシアプレート) to the west, the Pacific Plate (太平洋プレート) to the south and east, and the North American Plate (北アメリカプレート) to the northeast. Arrows indicate the movement of the Pacific and Philippine Sea plates towards Japan. Major earthquakes are marked with black dots and labeled with their year and location: 1930 Japan Sea Mid-arc Earthquake (1930 日本海中部地震), 2004 New Japan Trench Earthquake (2004 新潟県中越地震), 1984 Sagami Trough Earthquake (1984 静岡県構造線活断層系), 1984 Tokai Earthquake (1984 長野県西部地震), 1995 Great Hanshin Earthquake (1995 兵庫県南部地震), 2000 Noto Earthquake (2000 鳥取県西部地震), 2001 Great Noto Earthquake (2001 能登半島地震), 2005 Great East Japan Earthquake (2005 福島県西方沖地震), Great East Japan Earthquake (大分・別府・万年山断層帯), Noto Earthquake (南海地震), Miyagi Earthquake (宮城県沖地震),首都圏直下地震 (Great East Japan Earthquake), Tohoku Earthquake (東海・東南海地震), and Osaka Earthquake (大阪・上町断層).



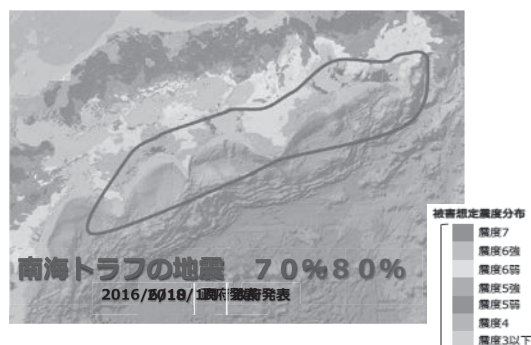
◆ 30年以内に発生する確率は？

南海トラフの地震 70% 80%

2016/01/18/19 南海トラフ発表

被害想定震度分布

- 震度7 70%
- 震度6弱 80%
- 震度5強 90%
- 震度5弱 95%
- 震度4 99%
- 震度3以下



皆様に質問です！

南海トラフ地震は30年以内に
発生するのでしょうか？

↓

では、今夜発生するのでしょうか？



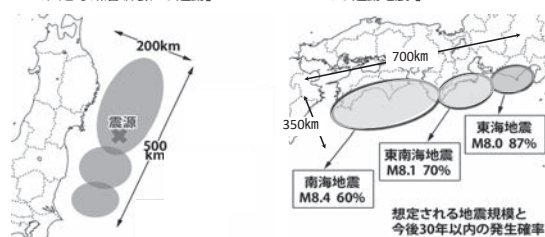
では、今夜発生するのでしょうか？

似ていませんか？！いえ！それ以上です。

東日本大震災
「大きな断層破壊、3運動」

南海トラフ巨大地震
「3運動地震」

東日本大震災
「大きな断層破壊、3連動」

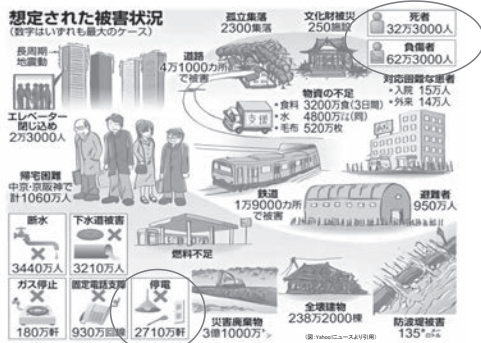
南海トラフ巨大地震
「3連動地震」

南海トラフ地震—想定される被害

想定された被害状況
(数字はいずれも最大のケース)

- 長周期地震動**
エレベーター 停止
約2万3000人
- 住宅密集地**
中京・近畿圏で
計1060万人
- 断水**
3440万人
- 下水道被害**
3210万人
- ガス停止**
1807軒
- 固定電話停止**
930万回線
- 停電**
2710万軒
- 孤立集落**
2300集落
- 道路**
4万1000カ所
で被害
- 燃料不足**
- 物資の不足**
・食料 3200万食(3日間)
・水 4800万(1周)
・毛布 520万枚
- 文化財被害**
2500件
- 死者**
32万3000人
- 負傷者**
62万3000人
- 対応困難な重傷者**
・入院 152人
・外傷 14万人
- 鉄道**
1万9000カ所
で被害
- 避難者**
950万人
- 全壊建物**
238万2000棟
- 災害廃棄物**
3億1000万t
- 防波堤被害**
135%増

(※: 国・都道府県・市町村別)



南海トラフ地震の死者想定数

南海トラフ地震の想定死者数
(冬の深夜発生、風速秒8メートルの場合の最大値)

大阪府発表 134000人

政府発表 9800人

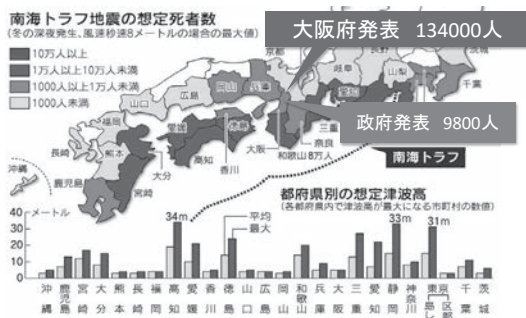
南海トラフ

都府県別の想定津波高
(各都府県内で津波高が最大になる市町村の数値)

The image is a composite graphic. The top half features a map of Japan with various regions shaded in different tones of gray. A legend on the left indicates the estimated death toll for the Great East Japan Earthquake (assuming a winter night occurrence and 8 m/s wind speed):

- 10万人以上 (darkest gray)
- 1万人以上10万人未満 (dark gray)
- 1000人以上1万人未満 (medium gray)
- 1000人未満 (lightest gray)

Overlaid on the map are two large text boxes: "大阪府発表 134000人" (Osaka Prefecture announcement: 134,000 people) and "政府発表 9800人" (Government announcement: 9,800 people). The bottom half of the image shows a bar chart titled "都府県別の想定津波高" (Estimated tsunami height by prefecture). The y-axis represents height in meters (メートル), ranging from 0 to 40. The x-axis lists 47 prefectures and cities. The bars are grouped by color: dark gray for the Kanto region, medium gray for the Chubu region, and light gray for the Kinki region. The highest tsunami heights are indicated for several locations: 34m for Mie Prefecture (美濃), 33m for Osaka Prefecture (大阪), and 31m for Tokyo (東京都).

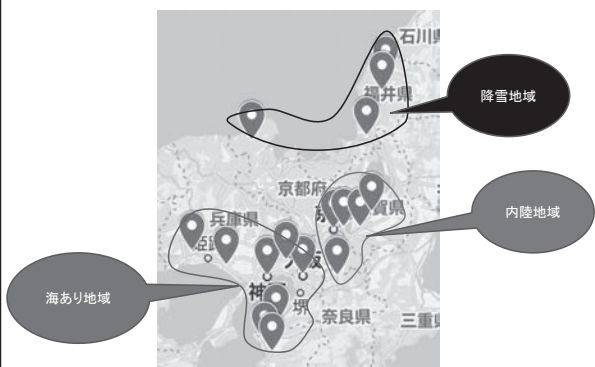


本日ご参加会員様 地域特性

降雪地域

海あり地域

内陸地域



地震に限らず、すべての災害から
生き残るためには事前対策です。

あなたの防災能力は？

- ・ 地元自治体各種ハザードマップを見た事がありますか？
- ・ 生活圏の防災想定を知っていますか？
- ・ スマホに防災アプリを入れていますか？
- ・ 地域の防災スピーカー警報音を知っていますか？
- ・ 建物の耐震・耐浸水対策はできていますか？
- ・ 什器（家具）の転倒防止をしていますか？
- ・ 避難できる、安全な部屋はありますか？
- ・ 避難所の場所・内容を知っていますか？
- ・ 避難行動を想定していますか？
- ・ 会社・家族との、非常時連絡はできますか？
- ・ 発災時に業務間連先との連絡はできますか？
- ・ 防災備蓄は、ありますか？持出非常袋は用意していますか？
- ・ Etc.

過去の経験は活かされているのか

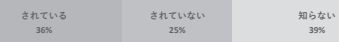
～経験の逆機能～

東日本大震災以降の取り組み

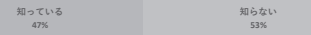


震災の教訓は生かされているのか？

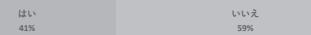
会社に防災グッズは常備されている？



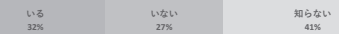
会社で災害にあったときの避難場所を知っている？



会社で防災訓練・避難訓練が行われている？



誘導担当はいる？

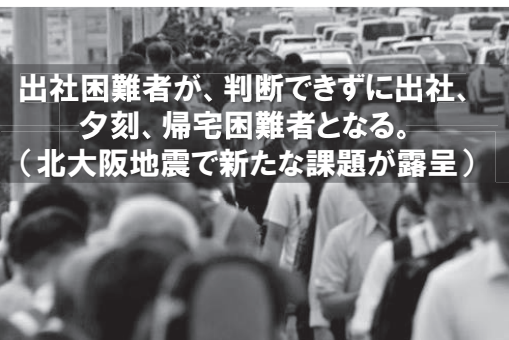


2017/8/23 オフィスの防災を考えるアンケート シティリビング

地震発災直後に飲食品を求める人々



災害時の出社帰宅、65%の企業が「基準なし」



大阪市の帰宅困難者想定数は90万人

帰宅困難者の帰宅可能率は、次のとおり想定しています。



- ・ 自宅までの帰宅距離が10km以内の人は、全員が徒歩帰宅が可能【帰宅可能率100%】
- ・ 自宅までの帰宅距離が10km～20kmの人は、帰宅距離が1km増えるごとに10%ずつ帰宅可能率を減減
- ・ 自宅までの帰宅距離が20km以上の人は、全員が徒歩帰宅が困難【帰宅可能率0%】

行政区別想定帰宅困難者数(単位:万人)						
区	北区	都島区	福島区	此花区	中央区	西区
帰宅困難者数	23.25	1.62	2.41	1.2	24.63	6.23
区	港区	大正区	天王寺区	浪速区	西淀川区	淀川区
帰宅困難者数	1.27	0.78	3.93	2.54	1.64	5.34
区	東淀川区	東成区	生野区	旭区	城東区	鶴見区
帰宅困難者数	1.83	1.05	0.87	0.87	1.36	0.56
区	阿倍野区	住之江区	住吉区	東住吉区	平野区	西成区
帰宅困難者数	2.82	1.99	1.48	0.79	1.2	0.76

<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000073235.html>

帰宅困難者

大阪府／帰宅困難者対策 (osaka.lg.jp)



大阪府の帰宅困難者対策です。特に橋の多い大都市部では、徒歩での帰宅も困難となる可能性があります。マニュアル化し全社員で共有してください。もちろん家庭内でも必要です。



災害時帰宅



大阪北部地震時の徒歩帰宅者

◆災害時帰宅グッズ



基本的に困難な帰宅はしない！
 現在地が安全であれば留まる選択をお願いいたします。
 どうしても帰りたい場合、まず情報入手が必要です。
 アナログが確実ですが、現状を把握できません。
 現代では様々なアプリがありますので、よい物を選んでください。

個人持ち出し品（ビジネスマン）

職場にも非常持ち出し品は「あったら便利な物」ではなく、
 「無くしては困る物」を優先して御用意下さい。



災害時歩行用シューズ
 夜間も安心な反射材付き
 長距離歩行でも安心
 ステンレス製踏抜き防止板入



雨具
 両手を使用できる物が良いでしょう。防寒具としても使用



災害時帰宅支援ステーション
 コンビニやファミレスが協力。トイレ・電話等を支援してくれる。

大阪北部地震 エレベーター閉じ込め被害

閉じ込め被害、東日本・熊本を大幅に上回った。

- 旧式のエレベーターの場合、すべての階ボタンを押し最寄の階で降りましょう。
- 閉じ込められた場合、救助は大地震の場合3～4日を覚悟して体力の温存に努めましょう。



北大阪地震	339件
東日本大震災	210件
熊本地震	54件



大阪	267
兵庫	41
京都	25
奈良	5
滋賀	1

地震が起きた時（エレベーターで！）

- 旧式のエレベーターの場合、すべての階ボタンを押し最寄の階で降りましょう。
- 閉じ込められた場合、救助は大地震の場合3～4日を覚悟して体力の温存に努めましょう



北大阪地震で浮き彫りになった課題

- ・建物やオフィス設備、インフラ設備の耐震化
- ・帰宅困難や出社困難に代表される「防災時の行動則」
- ・防災時を見据えた「備え」 などなど…

一番の課題は、「防災意識」
 （喉元過ぎれば…になっていなかったらどうか？）

過去の教訓を活かすために

来るべき巨大地震に備える



過去の大震災における死因

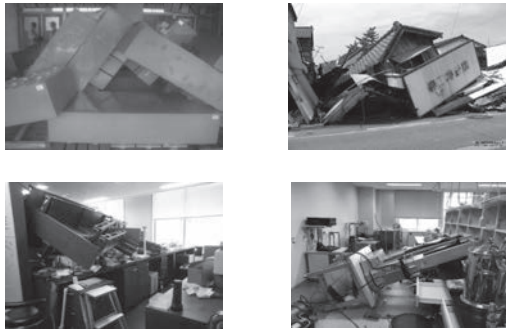
	東日本大震災	阪神・淡路大震災
死者	18,131人	6,434人
行方不明者	2,829人	3人
負傷者	6,194人	43,792人



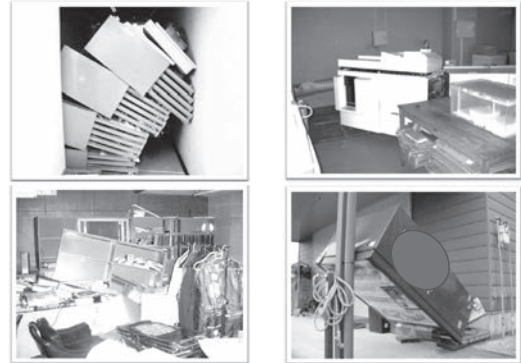
警視庁資料より内閣府作成 2011年4月11日

家屋、家具類の倒壊などによる圧迫死と思われるもの

オフィス家具の転倒防止

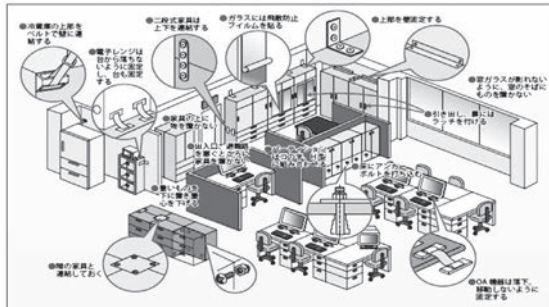


オフィス家具は凶器に変わる



オフィス家具の転倒防止は必須！

<オフィス家具類の転倒・落下防止対策のポイント>



東京消防庁

オフィス家具の固定



施工前

普通の2段重ねのスチール書庫です。金属同士ですから、滑って当然。その上、上部に落下する物をわざわざ置いています。

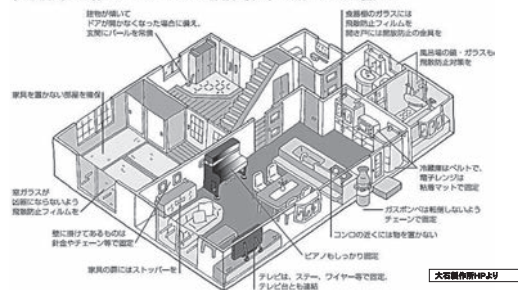
施工後

2段を連結し、壁の強度がある場所に金属棒で固定しました。

家具の転倒防止は必須！

地震から家族と我が家を守りたい！

地震発生時に身を守るためには、普段から家具や電化製品の転倒・落下防止の対策、また置き場所等の工夫をしておくことが大切です。家の被害を少なく抑えることができれば、地震後、我が家で生活することも可能です。



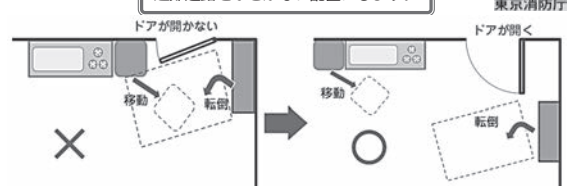
大宮製作所より

すぐ出来る事。

● 安全な家具の配置

- 避難経路、出入り口周辺に転倒、移動しやすい家具類を置かないようにしましょう。
- 引き出しが飛び出す事で、つまづいてケガをしたり、避難の妨げになることがあるので、家具類を置く方向にも注意しましょう。

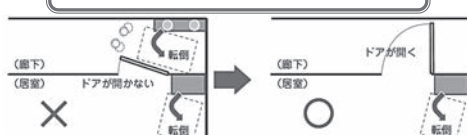
避難通路をふさがない配置にします。



東京消防庁

すぐ出来る事。

廊下には家具類を置かないようにします。



「寝る場所」や「座る場所」にはなるべく家具を置かないようにしましょう。置く場合には背の低い家具にするか、家具の置き方を工夫します。



東京消防庁

地震防災診断（現状）

建物名	所在地	調査日	調査者	調査結果
〇〇ビル	〇〇市〇〇区〇〇町	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇ビル	〇〇市〇〇区〇〇町	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇ビル	〇〇市〇〇区〇〇町	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇ビル	〇〇市〇〇区〇〇町	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇ビル	〇〇市〇〇区〇〇町	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇ビル	〇〇市〇〇区〇〇町	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇ビル	〇〇市〇〇区〇〇町	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇ビル	〇〇市〇〇区〇〇町	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇ビル	〇〇市〇〇区〇〇町	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇ビル	〇〇市〇〇区〇〇町	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇

建物内の安全点検

各部屋の什器等の設置状況を点検。通路・ロビー・階段等の避難経路の点検と改善方法を指摘させていただいています。

沿岸部の脅威 津波

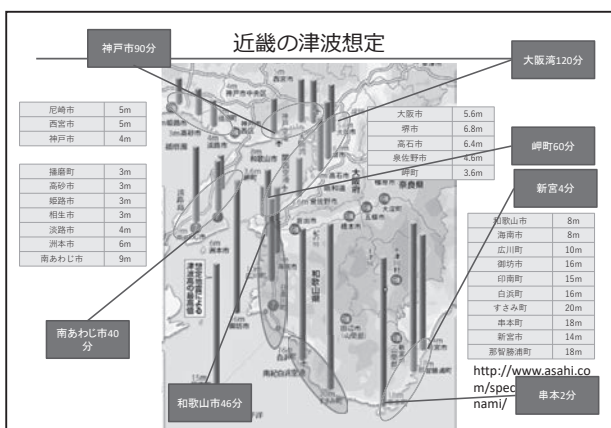


津波

- 海岸や河口では地震＝津波と
思ってください。体感する震
度が小さくても、津波が来る
場合があります。
- 時間と余力がある限り、海岸
から離れたより安全な高台な
どに避難してください。
- しばらくは避難継続してくだ
さい。（津波は繰り返し襲っ
てくるので、大津波警報等が
解除されるまでは気をゆるめ
ない。）



近畿の津波想定



津波避難の安全レベル

3. 「レベル2・3」に避難する時間がない時は「レベル1」に逃げる。

2. 「レベル3」に避難する時間がない時は「レベル2」へ。

1. まずは、「レベル3」をめざして逃げる

レベル1 ★
レベル2 ★★
レベル3 ★★★

「ここが近いから、ここでいいだろう」と思わない！高台
時間があるなら、とにかく高い所へ！

- 津波は30cm以上の深さになると歩いて避難できなくなります。
- 既に浸水しているなかの避難は非常に危険です。
- すでに浸水している場合など、避難所へ行くのが困難な場合は、近くの3階以上の建物に一時避難しましょう。

津波浸水想定地域

※風水害についても別途レベル設定

垂直避難と水平避難



地域・避難者の条件をよく把握し、主たる避難方針を決めておかねばなりません。それぞれのメリット・デメリットを検討し、デメリットを補う対策を施し選択肢を広げておいてください。

訓練中は「通れる避難経路」「通れる道路」ばかりです。災害時は「通れない通路・道路」「開かない踏切」「通れない橋」等障害が山ほど出てきます。

防災避難訓練中もイメージをふくらませ、「どんな障害物が発生」し「どんな対応が必要か」をお考え避難計画に活用して下さい。

災害時は予測できない事が多く、どんな場合にも対応できるよう検討しておきましょう。

大阪市中央区津波浸水ハザードマップ

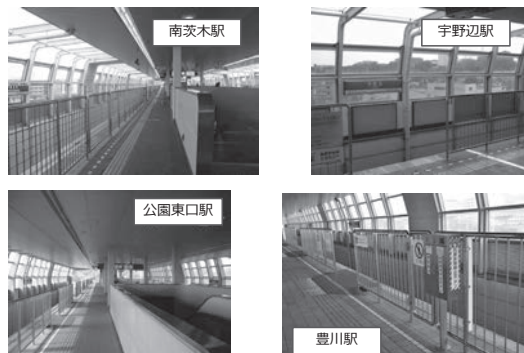


日本補償コンサルタント協会の南海トラフ地震の津波想定です。津波高が5.5m想定通りならば、危険は少ない。しかし想定通りとは限りません。

防災は、発災時の人間心理の理解から始まる



ホームフェンスは？



実践的防災は事後対策より事前対策

いかがでしょうか？

6強以上の直下型の場合、緊急地震速報も役に立たないことが良くわかるといいます。
そして、ただただ、その場で身を屈める事しかできないのも良くわるといいます。

そうなると、いかに事前対策（予防対策）がいかに大切か良くわかって頂けると思います。事前対策と言えば家具を固定したり、耐震補強をしたりと、時間とコストがかかります。

が、それよりも前に、全くコストがかからずにできる予防対策があります。それは、皆さまの防災意識だと思います。

しかし、一番簡単なはずなのに一番出来ていないのも、この意識の対策なのです。

防災は、発災時の人間心理の理解から始まる

サバイバル10-80-10理論

災害（アクシデント）発生時、

- ・ 10%は直ちに行動を起こすことができ、
- ・ 10%はパニック状態に陥り、
- ・ 80%は恐怖、啞然、当惑、フリーズする（凍りつく）。

Aviation, Space, and Environmental Medicine誌に発表されたイギリスの心理学者ジョン・リーチ博士の研究より

防災は、発災時の人間心理の理解から始まる

突発的に災害や事故の直撃を受けたとき、

1. 落ち着いて行動できる人は、10～15%
2. 我を失って泣き叫ぶ人は、15%以下
3. ショック状態に陥り呆然として、何もできない状態になってしまう人が、70～75%

とされている。

Aviation, Space, and Environmental Medicine誌に発表されたイギリスの心理学者ジョン・リーチ博士の研究より

災害発生時の代表的な心理行動

- (1) 正常性バイアス（危険な状況ではないと思いこむ心理）
→ 異常な状況なのに「（まだ・ここは）大丈夫」と考えてしまう。
- (2) 同調バイアス（判断や行動を周りに合わせようとする心理）
→ 「みんなが逃げないから大丈夫」と考えてしまう
- (3) 要他行動（自分の命をかえりみず他人の身を守ろうとする心理）
→ 自身の危険を考えなくなり「助ける」という行動に集中してしまう。
- (4) 凍り付き症候群
→ 突発的なことに対応できず、組織や人が凍りついてしまう。
→ +物理的に立っていることが不可能。

「ん？」と思ったら、まず避難

緊急地震速報なり始めから第一波まで



「来るのか?!」と感づいてから「来るまで」
このわずかな間が、生死を分ける

「動けなくなる前に **動く**」が鉄則

命を守る基本行動の徹底を！



◆シェイクアウト訓練



街中で、ビル街で！

- 地震だと感じたら「すばやく 近くの建物へ避難」
- ビルからの落下物（外壁材・窓ガラス等）や道路の陥没・車の暴走などが考えられます。あわてて外に逃げない！
- 外にいたら近くの広い場所を探しましょう。運よく公園など広い場所があれば、そちらへ逃げ込みましょう。



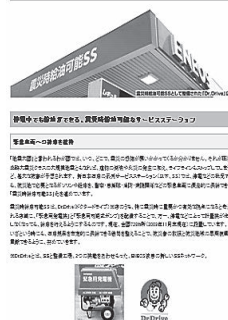
災害の備えて賢い備蓄を

- ガソリン供給・
半分満タン方式
停電時には多くのGSも
稼動できません。
残量が半分になったら、
補給する習慣をつけてく
ださい。



給油待ちの長蛇の車

災害時給油可能サービスステーション



食料品備蓄について。

地震等の大規模災害や、新型インフルエンザ等の感染症の爆発的発生（パンデミック）時には、物流の混乱や需要過剰による食料供給の減少が予想されます。東日本大震災では、物流混乱等により、満足を食料を調達できたのが発災後3日目を降という地域がありました。電気の復旧に1週間以上、水道の復旧に10日以上以上の時間を要した地域もあります。地震等の大規模な災害が発生した場合、避難所が十分に機能しない場合や、避難所までの避難路が寸断され、自宅での避難生活を余儀なくされる場合もあり得ます。新型感染症の発生時には、感染拡大防止の観点から外出をできるだけ避けなければなりません。政府はこうした事態に備える為、日ごろから、

最低でも3日分～できれば1週間分程度

を家庭での食料品備蓄に、取り組むよう啓発しています。

災害備蓄

家族構成・社員構成（来客も含める）を考えながら必要な量がそろっているかをチェックする。
家庭では通常の食糧も含めて、ローリングストックする。
定期的に新しいものと取り替える必要があるもの（食料、水、乾電池など）は、だれが担当するかなども話し合う。
建物倒壊に備えて分散配置をする。庭（屋外）があれば物置などに！



「喉元過ぎれば…」にならないためのチェック！

- ・ どこにある？（保管場所）
発災時に取りに行けるような場所か？
- ・ 何がある？（内容）
どのようなものがあるのか？どう使うのか？
- ・ どのように保管されている？（状態）
腐敗されていないか？期限切れ など
- ・ どれだけ？（量）
職員数、想定日数など
- ・ だれが？だれでも？
非常時、担当者がいなくても取り出せる状況か？（発災時、担当者が「無事だ」とは限らない。）
（連絡先担当者・管理責任者・取扱担当者）

いざという時に命を守る、100均防災！



- ① 緊急用呼び笛
- ② ミニライト
- ③ 電池アジャスター
- ④ 電池アジャスター

100均で気軽に購入できます。
防災意識を持って、入門用としては、良いと思います。

個人持ち出し品

職場にも非常持ち出し品は「あったら便利な物」ではなく、「無くては困る物」を優先して御用意下さい。
たとえば！

めがね・入歯・補聴器・常用薬など自分用にオーダーされている物は被災後すぐには入手困難です！以前使用していたものを、予備として入れておきましょう。



常用している薬
（必ず主治医に相談）

出張就寝時のメガネは、ケースに紐と安全ピンをつけて枕などに固定します

まとめ

いざというときに命を守るために～

地震避難の基本鉄則

グラっときたら、まず、避難！



警報鳴ったら、まず避難！

色々な緊急地震速報の特徴

TVやラジオ

都道府県単位の広範囲指定
到達時間表現があいまい
電源ONが必要（専用型は別）
震度5弱以上
配信料が無償である



携帯電話

- 都道府県単位の広範囲指定
- 到達時間表現があいまい
- 電源ONが必要
- 契約が必要
- 震度4以上



専用端末機

- 24時間作動。
- 到達予測時間を知らせる。
- 端末機購入と通信費が必要
- 端末機設置場所の震度予想を知らせる。
- 発報震度設定が出来るので、震度1から知ることが出来る。
- タイムロスが少ない（配信メーカーによって変わります。）



行政防災アプリ



<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000345020.html>

バッテリーの問題がありますが、防災アプリで安否確認も出来ます。
伝言ダイヤル171のようなアナログも知っておいてください。

防災無線警報音

- 緊急地震速報
- 大津波警報
- 津波警報
- 有事弾道ミサイル



実践的防災は事後用対策より事前用対策

- 事前対策（事前防災）
「地震から生き延びる（命を守る）ための」備え
家具を固定したり、耐震補強など、発災時の被害を最小化するための備えの事。「災害が起こるまえの備え」の事です。
- 発災時避難行動
「地震から生き延びる（命を守る）ための」行動
- 事後用対策
生き残った前提で「災害後に備える」
非常食や食料備蓄、持ち出し品、企業でいうとBCPなど

優先されて
しまい
がち...

もう大きな地震はない！
そうは言っても、まだ大丈夫だろ！
自分たちだけは大丈夫！

今こそこれから備えて、
私たちの防災意識を変える時！

命を守るための避難3原則

1. 想定にとらわれない。
2. 状況下において最善をつくる。
3. 率先避難者になる。

最後にお願ひがあります！

すぐに家庭で災害時について、
どんな事でもけっこうです、
話し合ひましょう！
そして会社では同僚と話し合ひましょう！
災害対策は、「なにからしよう」ではなく、
できる事から、すぐ始めましょう！
明日大災害が発生するかもしれないからです。
ご清聴ありがとうございました。

令和3年度近畿用対連補償算定標準書の 留意点等（前年度対比）についての説明会

大阪エンジニアリング（株）

取締役 技術部 部長 児玉 和也

令和3年8月11日（水）に補償算定標準書の留意点等についての説明会を開催しました。この説明会は、毎年発出される補償算定標準書について、説明の場を設けてほしいという会員の期待に応えて実施されました。

ZoomによるWeb説明会ということで、参加者は100名以下という技術的制約がある中、人数制限をかけないと100名を超えると予想されましたので、1社1名限定ということで実施されました。

この説明会はまず、歩掛りの根拠や変更理由を解説するものではないという前提のもとに実施されました。

具体的な項目についてですが、

建物・工作物については、前年比20%以上上昇した単価や追加された単価、削除された単価の紹介がありました。

通損については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正法が令和3年4月1日に施行され、適合性判定の対象となる非住宅部分の床面積の合計の下限が2,000㎡から300㎡に引き下げられたこと、また、申請手数料が「工場等（のみ）」、「その他」に区分されたことなどが説明されました。

立竹木・庭木については、諸経費が20%から42.63%へと変更されたことなどが説明されました。

立竹木・収穫樹については、移植補償単価が「構内移植単価」、「構外移植単価」に区分されたことなどが説明されました。

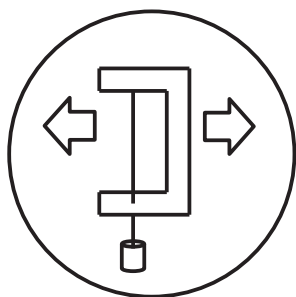
Webによる説明ということで、聴講されている方の顔まではっきり確認はできませんでしたが、近畿支部では今まで実施してこなかった説明会ということと業務に直結する内容ということで、皆さん興味深く聴講されていたようでした。

（敬称略・文責 事務局）

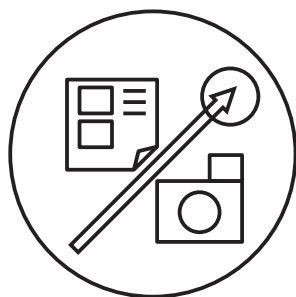




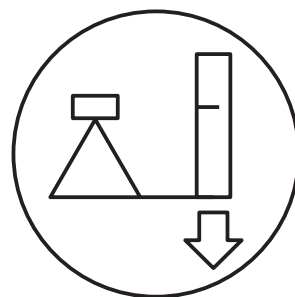
費用算定



傾斜測定



記録・撮影



水準測量

事業損失調査の専門業者です



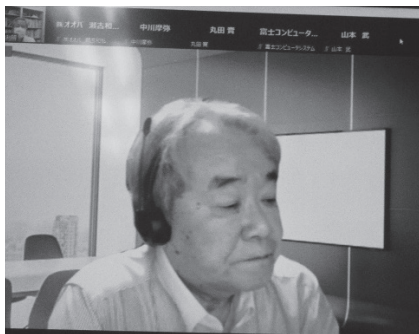
株式会社 **ケンセイ**

本社: 〒533-0033

大阪市東淀川区東中島1-18-22 新大阪丸ビル別館

TEL. 06-6323-6781 / FAX. 06-6320-3594

令和3年度「営業補償の実務」についての説明会



大阪エンジニアリング（株）

技術部 専門職 大屋 周三

令和3年9月22日（水）に営業補償の実務についての説明会を開催しました。

営業補償は補償金額を算定する上で、確定申告や会計上の知識、また、種々の営業に関する許認可等の公法上の知識までも求められるもので、補償のベテランでも苦手意識を持つ人が多いと言われる分野です。

今回は、ZoomによるWeb説明会ということで、講師が近畿支部事務局に来るのではなく、自身の会社から講義を行うというWeb方式の見本のような形で実施されました。

この説明会はまず、令和3年3月発出の営業補償調査算定要領や要領の解説で定められた項目の説明があり、

- ・ 営業補償調査算定の様式が定められた。
- ・ 税込経理を行う事業者の消費税の取扱いが定められた。
- ・ 営業休止補償の従業員に対する休業手当相当額の補償は、労働基準法に則ることが定められた。

などの改訂のポイントについて説明されました。

次に営業補償の種別、営業補償と建物の移転工法の関係、営業補償の流れなどを丁寧に説明さ

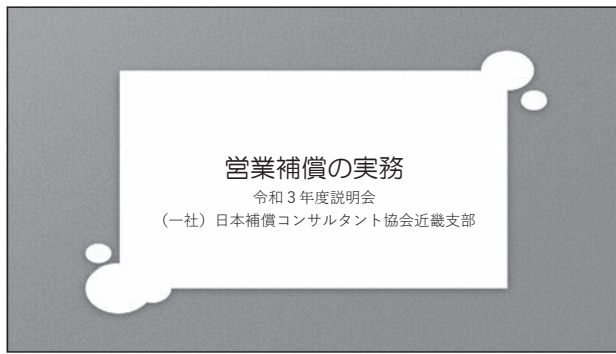
れ、確定申告についての説明、営業の実態調査をするための資料収集のポイントや企業会計と管理会計などの説明がありました。

補償の内容については、代表的な営業補償である営業休止補償について、営業休止の補償項目や営業休止補償の体系図、営業休止期間の認定、移転工程表の作成について、そして各補償項目の具体的な算定方法など営業休止補償全般について、幅広い説明をされました。最後には、営業休止補償と消費税の関係を説明されました。

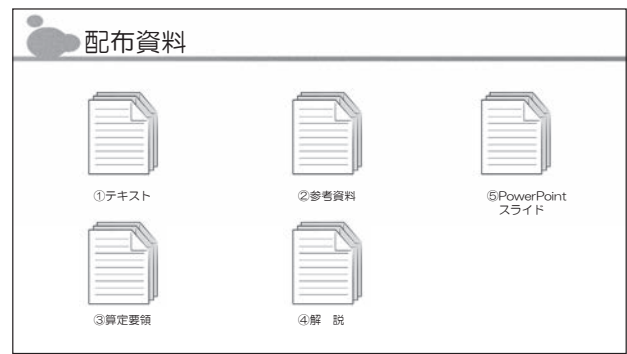
講義の途中に、画面共有ができなくなったり、受講者が音声をミュートにしないなどのハプニングもあり、事務局としては、ハラハラする局面があり、講師や受講者の皆様に申し訳ないと思う局面もありましたが、営業補償大ベテランの講師がうまくフォローしながら、説明を進めていただきました。

長時間にわたるWebによる説明ということで、聴講されている方の反応もわかりづらく、講師も受講者もしんどい部分があるのですが、会場を借り上げずにこのような説明会が実施できることを考えると、コロナが収束してもWebによる説明会が定着していくのかなと感じました。

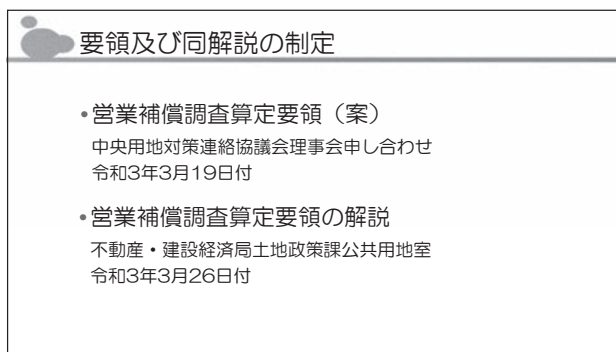
（敬称略・文責 事務局）



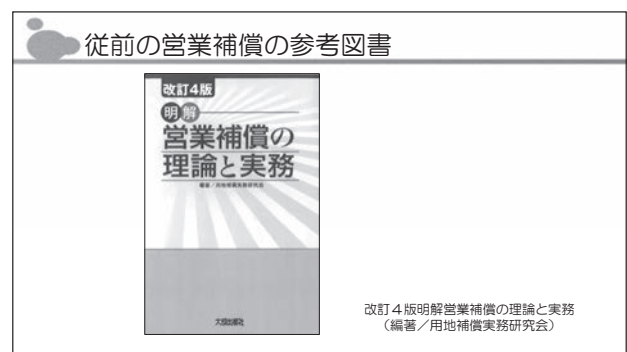
1



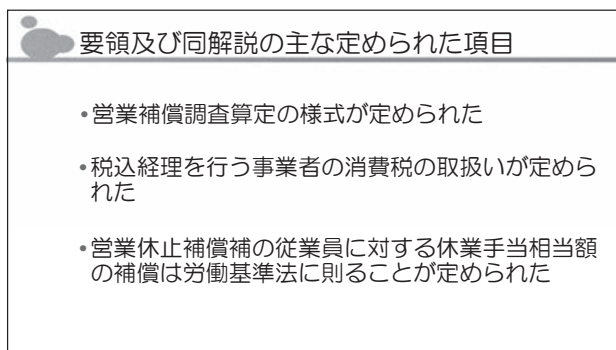
2



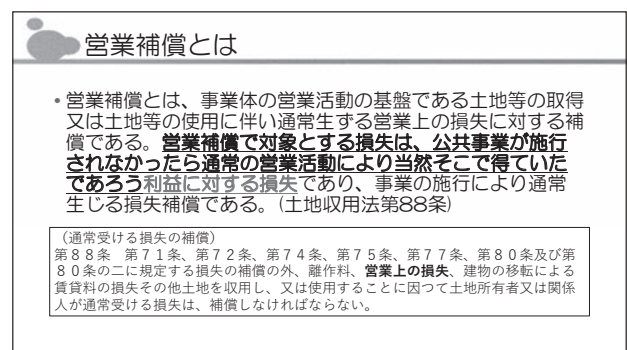
3



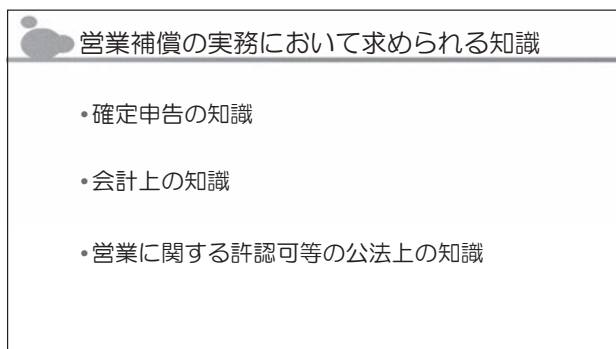
4



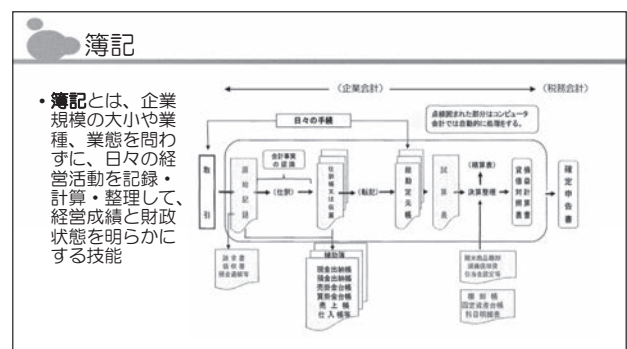
5



6



7



8

営業補償の種別

営業補償は、企業の営業活動の基盤である土地等の取得又は土地等の使用に伴い通常生ずる営業上の損失に対する補償

営業廃止 基準第43条 細則第26	通常妥当な移転先において客観的にみて営業を継続することが 不可能 な場合
営業休止 基準第44条 細則第27 細則第27-2	営業を一時休止することにより、通常妥当な移転先において 営業が再開 できることが客観的にみて実現可能性がある場合
営業規模縮小 基準第45条 細則第28	残地 を合理的な移転先と認定したことにより、従来の営業規模を縮小さざるを得なくなると認められる場合

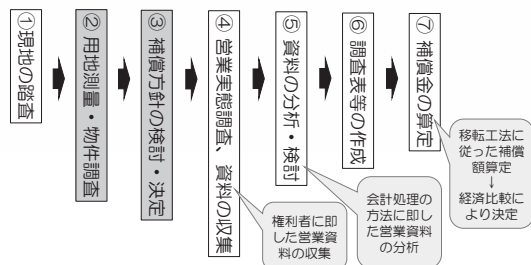
9

営業補償と建物の移転工法の関係

	営業廃止	営業休止	営業規模縮小
構外再築工法	×	○	×
構内再築工法	×	○	×
曳家工法	×	○	×
改造工法	×	○	×
除却工法	○	×	○
復元工法	×	×	×

10

営業補償の流れ



11

確定申告とは

我が国の税法は、租税のうち、所得税、法人税及び消費税等については、納税者自身が収入金額、必要経費の額、所得額を計算し、税務署に申告することを義務づけている申告納税制度を規定している。この申告手続を確定申告という。

申告納税制度とは、納税者自身が自主的に自分の所得を正確に計算し、その所得にかかる税金を納税する制度をいう。

12

青色申告と白色申告

事業者が法人税及び所得税の確定申告を行う場合、青色申告者と白色申告者へと分けられるが、これは税務署へ確定申告をする時の申告方法の違いによる区分である。

法人の設立時及び個人の開業時は白色申告者として位置づけられる。青色申告者となるためには、法人、個人とも青色申告の承認申請書を提出して税務署長の承認を受ける必要がある。

13

確定申告書の提出方法

- ・税務署へ持参
(申告書の控えも持参すれば、受付印を押した控えをもらうことができる。)
- ・税務署の提出箱へ投函
(受付印を押した控えはもらえない。)
- ・税務署へ郵送
(返信用封筒を同封しておけば、後日受付印を押した申告書を返送してもらえる。)
- ・電子申告
(受付印はないが、受信通知等により受付印と同等とみなせる。)

14

営業実態調査、資料の収集(1)

・法人の場合

資 料	期 間	備 考
法人税確定申告書の控	直近3力年の事業年度	法人の事業概況説明書を含む
貸借対照表・損益計算書	同上	勘定科目明細書を含む
固定資産台帳	直近1力年又は3力年	
繰勘定元帳	同上	
帳簿類		勘定科目明細書を含む
貸金台帳	直近3ヶ月	貸金の支払状況が確認出来る資料
その他	算定に必要な期間	証憑類等
消費税確定申告書の控	直近2力年又は3力年	付表を含む

15

営業実態調査、資料の収集(2)

・個人(青色申告)の場合

資 料	期 間	備 考
所得税確定申告書の控	直近3力年の事業年分	第一表、第二表
所得税青色申告決算書	同上	付属明細書を含む
貸借対照表	同上	正規の簿記の場合に収集
繰勘定元帳	直近1力年又は3力年	正規の簿記の場合
帳簿類		簡易簿記の場合
貸金台帳	直近3ヶ月	貸金の支払状況が確認出来る資料
その他	算定に必要な期間	証憑類等
消費税確定申告書の控	直近2力年又は3力年	付表を含む

16

営業実態調査、資料の収集(3)

・個人（白色申告）の場合

資 料	期 間	備 考
所得税確定申告書の控	直近3力年の事業年分	第一表、第二表
収支内訳書	同上	付属明細書を含む
帳簿類	直近1力年又は3力年	
資金台帳	直近3ヶ月	資金の支払状況が確認出来る資料
その他	算定に必要な期間	証憑類等
消費税確定申告書の控	直近2力年又は3力年	付表を含む

17

企業会計と管理会計

・企業会計

企業会計は、株主・債権者・投資家・取引先などの企業外部の利害関係者に対して、営業活動の成果を明らかにするための会計のこと。決算時に作成される財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書など）を開示する。



企業会計に基づいて確定申告が行われる。（税務会計）

・管理会計

管理会計は、企業内部の経営管理者に社内の経営管理を行うための経営状況などを提供するための会計のこと。経営活動をより健全に継続して行うための決定や判断をするために、内部資料として営業成績を見るために顧客別、商品別の損益計算書を作成、**事業別の損益計算書**を作成などを行う。

18

営業休止補償とは

営業休止の補償は、土地等の取得又は土地等の使用に伴い営業を一時休止する必要があると認められる場合及び営業を休止することなく仮営業所を設置して営業を継続することが必要かつ相当であると認められる場合における営業休止又は仮営業期間中に通常生ずるであろうと想定される損失を補償するものである。

19

営業休止の補償項目

・**固定的な経費の補償**

休業期間中であっても通常の営業を行っていたときと同じように固定して支出される経費に対し、収益額の認定にあたって経費としたものについて補償

・**従業員に対する休業手当相当額の補償**

事業主が負担する休業期間に対応する従業員への休業手当相当分について補償補償

・**休業期間中の収益減又は所得減の補償**

仮に、休業期間中も通常どおりの営業を行っていたとした場合に得られたであろう収益に対し補償

・**一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償**

店舗等の移転又は休業することにより一時的に得意先を喪失し、売上高が減少することにより想定される損失に対し補償

・**商品、仕掛品等の減損の補償**

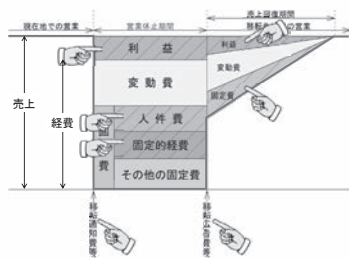
営業の一時休止又は移転することにより想定される商品、仕掛品、原材料等の減損に対し補償

・**移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額の補償**

休業することにより支出が通常想定される移転広告費や開店祝費等の費用に対し補償

20

営業休止補償の体系図



21

営業休止期間の認定

・営業休止の期間は、原則として合理的と認定された移転工法において、想定される移転作業の内容に従って「移転工期、工程表」を作成し、認定する必要がある。

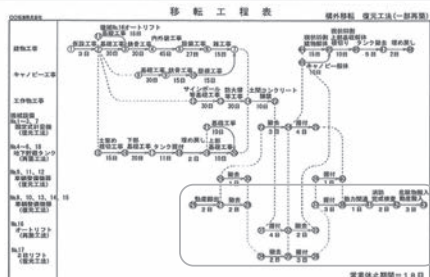
・工程表作成にあつての項目例示

- ① 着手・閉店準備
- ② 商品、什器備品等の動産の整理・梱包
- ③ 動産の運搬（構外再築工法の場合）
- ④ 仮住居及び仮倉庫の経由の動産の運搬（構内再築工法の場合）
- ⑤ 機械装置等の運搬（解体、梱包、運搬、取付、調整、試運転を含む。）
- ⑥ 仮倉庫の経由の機械装置等の運搬（構内再築工法の場合）
- ⑦ 既存建物の解体（構内再築工法の場合）
- ⑧ 再築建物の建築（構内再築工法の場合）
- ⑨ 移転先の機械装置等の基礎の設置（構内再築工法の場合）
- ⑩ 商品、什器備品等の動産の荷下ろし、荷解き
- ⑪ 商品、什器備品等の動産の整理・配置、機械装置等の設置
- ⑫ 再開準備・完了

機械設備の補償金算定に関する留意事項について

22

移転工程表(ネットワーク)



23

移転工程表(バーチャート)



24

損益計算書の五つの利益

- **売上総利益**
売上高から、売上原価を差し引いた利益。粗利(あらり)ともいう。
- **営業利益**
売上総利益から、販売費および一般管理費を差し引いた利益。**企業の本業の営業活動での利益。**
- **経常利益**
営業利益に、営業外収益と営業外費用を加減算した利益。会社の経常的な活動による利益。
- **税引前当期純利益**
経常利益に、特別利益と特別損失を加減算した利益。
- **当期純利益**
税引前当期純利益から、その期で支払うべき法人税などの税金を差し引いた利益。

33

収益額認定の流れ



34

収益額認定のB例示(販売管理費のうち費用としないもの)

6.13	13	手数料等	借	150,000		1,436,300
6.14	14	収入印紙代	借	10,000		
6.15	15	手数料等	借	34,200		1,490,400
6.16	16	手数料等	借	5,000		1,495,400
6.17	17	手数料等	借	21,800		1,517,200
6.18	18	手数料等	借	1,000		1,518,200
6.19	19	手数料等	借	1,000		1,519,200
6.20	20	手数料等	借	1,000		1,520,200
6.21	21	手数料等	借	1,000		1,521,200
6.22	22	手数料等	借	1,000		1,522,200
6.23	23	手数料等	借	1,000		1,523,200
6.24	24	手数料等	借	1,000		1,524,200
6.25	25	手数料等	借	1,000		1,525,200
6.26	26	手数料等	借	1,000		1,526,200
6.27	27	手数料等	借	1,000		1,527,200
6.28	28	手数料等	借	1,000		1,528,200
6.29	29	手数料等	借	1,000		1,529,200
6.30	30	手数料等	借	1,000		1,530,200

35

一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失額の補償

- 営業を一時休止することにより又は店舗等の場所を移転することにより、営業再開後の一定の期間に一時的に得意先を喪失し、従前の営業実績に比べ売上高が減少することにより生ずる損失に対し補償するもの。



(算定式)
 得意先喪失補償額＝
 従前の1か月の売上高×売上減少率×限界利益率
 (従前の1か月の売上高)
 年間の売上高÷12か月
 (売上減少率)
 別表2「売上減少率表」
 (限界利益率)
 (固定費÷利益)÷売上高

36

得意先喪失の補償(従前の1か月の売上高)

- 算出式
年間の売上高÷12か月
- 年間の売上高の留意点
認定収益額の計算において雑収入等の営業外収益が加算されている場合には、その額を加算した額とする。
家事消費や自家消費等得意の喪失が見られない売上がある場合は、その額を減算した額とする。
税込経理の場合は、税抜金額を算出する。

37

得意先喪失の補償(売上減少率)

- 売上減少率とは
売上減少率は、営業再開後の減少した売上高の従前の売上高に対する比率をいう。
- 売上減少率表
公共用地の取得に伴って生じた過去の営業補償事例を業種別に追跡調査をし、その結果を売上減少率としてとりまとめた要領の別表2「売上減少率表」を用いる。
- 長期休業と短期休業
長期休業は30日超の休業の場合、短期休業とは30日以内の休業の場合として運用されている。

38

得意先喪失の補償(限界利益率)

- 限界利益率とは
売上高に対する固定費と利益の合計額を「限界利益」といい、その割合を「限界利益率」という。
- | 売上高 | | |
|-----|-----|-----|
| 固定費 | 変動費 | 利 益 |
- 固定費と変動費の判定
要領別表3「費用分解基準一覧表」により判定する。
 - 判定にあたっての留意点
利益は、収益額の認定において判定した額とする。

39

移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額の補償



- 土地等の取得又は土地等の使用に伴い一時営業を休止する必要がある場合に、店舗等の移転に伴い通常生ずる損失の補償として、移転広告費、移転通知費、開店祝費及びその他の移転雑費を補償するもの。

(a) 移転広告費
 (b) 移転通知費
 (c) 開店祝費
 (d) その他の補償

40

営業休止補償と消費税

- ・公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いの改正について(令和元年9月17日付け中央用地対策協議会理事会決定)に則り適正に補償する。

補償項目	補償内容
収益減(所得減)補償	
得意先喪失補償	
固定的経費補償	補償内容により積算考慮
従業員に対する休業補償	
移転広告費等補償	積算考慮

41

【参考】消費税の取扱い

税別	経理方式	営業休止補償算定における消費税の取扱い			税別
		売上税	経理計算書	休業補償	
従価法	収益減補償	申告書等の金員			経費等の金員 ※2
	税金	申告書等の税金 金員 ※1	申告書等の金員	不課税のため考慮不要	経費等の税金 金員 ※3
従価法	収益減補償	申告書等の金員			経費等の金員 ※2
	税金	申告書等の税金 金員 ※2	申告書等の金員		経費等の税金 金員 ※4

主1 申告書等……損益計算書(法人)、青色申告決算書(個人青色)、収支内訳書(個人白色)または部門別認定損益計算書
 ※1 消費税確定申告書、帳簿等を参考に消費税に準拠して税抜金員を算出する
 ※2 課税取引金額計算表等の消費税納付額算出に用いる根拠資料により税抜金員を算出する
 ※3 帳簿等の計上消費税と補償消費税が異なる場合は、税抜金員を計上する(消費税相当額は「様式第5-2号」で加算)
 ※4 消費税相当額は、必要に応じて「様式第5-2号」で加算

42



総合建設コンサルタント

株式会社 西播設計



西播設計HP

登録部門 [全8部門]: 土地調査/土地評価/物件/営業・特殊補償
機械工作物/事業損失/補償関連/総合補償

所属団体: (一社) 日本補償コンサルタント協会/ (公社) 日本測量協会
(一社) 兵庫県測量設計業協会/ (一社) 全国地質調査業協会
(一社) 建設コンサルタンツ協会

～本社～

〒679-4161

兵庫県たつの市龍野町日山229番地1

TEL...0791-63-3796 FAX...0791-63-0355

URL...<https://www.seiban-sekkei.co.jp>

～支店～

大阪支店/京都支店/福井支店/神戸支店
/姫路支店/但馬支店

～営業所～

奈良営業所/和歌山営業所/滋賀営業所
/淡路営業所



弊社は、自然と人・社会の融合による
まちづくりを目指します。

代表取締役 永井晴夫

業務内容

- 権利者確認調査
- 土地評価業務
- 建物等の調査積算
- 機械・生産設備
- 立竹木・庭園・墳墓等
- 営業・特殊補償
- 予備調査
- 移転工法案の検討
- 補償説明
- 事業確認申請図書作成
- 事業損失
 - 建物等の事前事後調査
 - 費用負担額の積算・説明
 - 日陰・電波障害・水枯渇等
- 振動・騒音調査、測量、設計

おかげさまで
58周年

補償コンサルタント
登録(第145号)

登録部門
土地調査
土地評価
物件
機械工作物
営業・特殊補償
事業損失
補償関連
総合補償

一般社団法人
日本補償コンサルタント協会会員

用地補償総合コンサルタント



sanwa

株式会社 三和綜合コンサル

<https://www.sanwa-sc.co.jp>

大阪本社
〒535-0021 大阪市旭区清水1丁目5番21号
TEL (06) 6951-6211 FAX (06) 6951-6244

姫路支店
〒670-0941 姫路市若菜町2丁目25番地
TEL (079) 226-5310 FAX (079) 226-5311

滋賀支店
〒520-0043 大津市中央2丁目1番6-102号
TEL (077) 522-2741 FAX (077) 522-2742

和歌山支店
〒640-8331 和歌山市美園町4丁目36番地
TEL (073) 402-2751 FAX (073) 402-2752

京都支店
〒607-8142 京都市山科区東野中井ノ上町1番25-506号
TEL (075) 583-5730 FAX (075) 583-5731

奈良支店
〒630-8441 奈良市神殿町327番2-108号
TEL (0742) 50-1022 FAX (0742) 50-1023

九州支店
〒812-0014 福岡市博多区比恵町2番7号
博多東エース 15階
TEL (092) 434-7134 FAX (092) 434-7135

令和3年度「事業損失の実務」についての説明会



(株) ファノバ

技術第三部 部長 富永 弘実

令和3年12月15日（水）に事業損失の実務についての説明会を開催しました。

テキストは12年ぶりに改訂された「改訂版 明解 事業損失の理論と実務」を使用して、ZoomによるWeb説明会で実施されました。

事業損失は、公共事業の施行に起因し、不利益が生じた損害等について、一般人が社会生活上、受忍限度を超えるものについて費用負担するものですが、それはあくまでも公共事業施行者（発注機関）が損害を抑制する軽減措置をとった上で不可避免的に生じる損失を費用負担するべきものという説明がありました。発注機関によっては、事業損失の基本が十分に理解されていないところもあり、施工業者の過失も事業損失で扱うものだとの認識をもっているところもあるとのことでした。また、事業損失は損害が発生してからでないと対応できないと思われるところもあり、事前に費用負担できるケースもある旨を説明することもよくあるとのこと。事業損失は多種多様であり、定型化されていない部分が多いので、事業損失に対して、十分な認識を持っていない発注機関に対して、適正にアドバイスを行うことも補償コンサルとしての重要な役割であることを強調されました。

次に事業損失の個別の中身では、日照障害についてかなり詳細な説明がありました。発注機関から調査指示をされた住家があったが、それは工事開始後に建築された住家であることが判明し、先住性の問題で住家があるからといって必ずしも費用負担の対象とはならないと発注機関に提言し、調査範囲から除外してもらったこと。また、日照障害については、発注機関が日影のチャート図などは理解しにくいようで、模型を使って説明して理解していただいたことも話されました。

また、水枯渇については、事後調査の落とし穴として、発注機関が事前調査を行ったとのこと、その資料をいただいたら、水文調査であり、水枯渇が発生した場合に機能回復を算定する上での調査になっていないことがあり、注意が必要との指摘がありました。工事完了後、復水した場合に、従前より水位は低下しているが、必要水量が確保されている場合は、受忍限度を超えていないと判断される場合もあり、注意が必要です。また、井戸の機能回復は井戸で行わないといけないと思い込んでいる発注機関もあり、経済比較の必要性を説明して理解してもらった話もありました。

その他個別の説明としては、地盤変動による建物損傷や工事騒音に対する病弱者の対応、日照阻

害に伴う農作物の損害に対する費用負担の問題を説明されました。

講義の休憩時間明けに、事務局が音声をミュートにしたまま講義を再開するという失態があり、事務局としては、講師や受講者の皆様に申し訳ない限りですが、講師がうまくフォローしながら、説明を進めていただきました。

事業損失は、多種多様で発注機関も十分な認識をもっていないところがある中で、補償コンサルとして、事業損失に対して十分な深い経験を持ち、発注機関に対してアドバイスを行うことの大切さが強調された説明会でした。

(敬称略・文責 事務局)



補償コンサルタント 株式会社 サ ン コ ム

代表取締役 松本靖吾

本社 〒679-4003

たつの市揖西町小神 162-6

TEL 0791-63-1533 FAX 0791-63-4179

E-mail : info@kk-suncom.co.jp



3つのCOMで社会に貢献します

Communication Computing Combination

ホームページ : <http://www.kk-suncom.co.jp>

補償システムIT委員会レポート VOL.3

近畿支部 補償システム IT 委員会

担当副支部長 梶 雅弘

委員長 今井 信宏

委員一同

1. はじめに

近畿支部補償システム IT 委員会では、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として推奨されたリモートワークについて、国土交通省でも令和2年2月28日付け事務連絡を発出し、工事や補償コンサルタント業務をはじめとする大方の発注業務における各種打合せや成果物の検査について可能な限り Web 会議方式によらし、あわせて各地方自治体にも協力要請がなされたことから、補償コンサルタント業務の受注者側として Web 会議方式が業務執行に影響を与えないかについて検討を行うべく、会員アンケートを実施してその実態などを調査してきました。

前号の近畿支部報でも報告しましたとおり、実施したアンケートでは 80%以上の会員が国土交通省や各地方自治体からの受注業務の打合せ等を Web で行ったとの結果となり、また、Web による会議で利用したシステムについては Zoom と Microsoft Teams（以下、Teams）が大半を占めているという結果でした。

このアンケート結果をもとに、Web 会議方式が業務執行に与える影響やシステム上の課題について、もう少し詳しく解析するために、IT 委員会の委員に協力をいただき、実際に行った発注機関との Web による打合せや成果物の納入検査等における課題や特に利用の多かった Zoom と Teams という Web 会議システムに関する課題などについて実態調査を実施いたしましたので報告させていただきます。

なお、IT 委員会各委員に対して行った Web 会議方式の実態や利用システムに関する意見交換の内容は、

資料 1 及び 資料 2 を参照して下さい。

表 -1 Web で打合せ等を行った発注機関

国土交通省 近畿地方 整備局	豊岡河川国道事務所
	淀川河川事務所
	兵庫国道事務所
	福知山河川国道事務所
	福井河川国道事務所
京都府	京都土木事務所
	山城北土木事務所
	山城南土木事務所
	丹後土木事務所
滋賀県	東近江土木事務所

2. Web システム（Web 会議方式）を利用した発注機関との打合せ等の状況

これはあくまでも会員アンケートによる結果を基に当 IT 委員会委員が再調査したのですが、国土交通省による文書が発出されて以降、補償コンサルタント業務において Web を利用して打合せ等を実施された発注機関は、国土交通省近畿地方整備局の一部の事務所と京都府と滋賀県の一部の土木事務所で（表 -1 参照）、主に初回及び中間打合せと成果物の完了検査時において実施されていました。

しかしながら、Web による会議は、発注機関側と受注者である補償コンサルタント側の双方に Web システムの環境が整っていなければ成立しないこともあり、現在の実施状況を見る限りでは補償コンサルタント業務における利用状況は今一步のところといえます。

そんな中で、発注機関に Web 会議に適応するパソコンが準備できない等の理由により、補償コンサルタント業者の担当者が、自社のノートパソコンを発注機関に持ち込んで社内にいる出席者の PC と接続して打合せ等を実施したというケースも報告されています。

3. 現状から見た Web による打合せ等の課題

現在までの補償コンサルタント業務における Web による打合せ等の実施状況からみると、補償コンサルタント業務においては、打合せ資料や協議内容が業務特有の個人情報を含むため、発注機関も受注者である補償コンサルタントも対面方式によることが当然としてきたことや、双方ともに Web による会議に不慣れであることもあって、誤操作や設定ミス、通信障害等による接続不良や、必要資料の準備不足などによる打合せ等のやり直しなどの事態が発生したとの報告もあり、発注機関、受注者双方ともに今まで通りの対面方式を優先したことが、Web による会議が思った以上に進んでいないという結果の原因ではないかと思われます。

一方、建設コンサルタント業務においては、国土交通省の通知以降、国や府県だけでなく一部の市町村においても「緊急事態宣言中」における業務の打合せ等は、発注者の事情が許す限り積極的に Web 会議方式を採用しているとの報告もあり、補償コンサルタント業務との間に大きな差異が生じています。

4. 補償コンサルタント業務における Web 会議方式について

このように Web によって打合せ等を行うことについては、人為的ミスによる接続不良や操作に対する不慣れ等により生じる課題はありますが、導入コストも比較的に安価でありますし、なんといっても打合せ等に要する目的地までの移動時間及び費用などを考えますと、その利便性においては課題改善による効果が期待できると考えられます。また、心配される Zoom と Teams といった使用するシステムのセキュリティ面についても徐々に改善されているという報告もあります。

いまだにコロナ禍の収束が見えない現状やあらゆる行政手続のデジタル化を推進する我が国の状況を見たとき、この Web 会議方式は、単にコロナウイルスの感染防止策にとどまることなく補償コンサルタント業務のあらゆる場面においても採用が求められてくるものと思われます。

今回の補償システム IT 委員会レポートが会員の皆様の参考となるようでしたら幸いです。

資料1 受注者が発注機関と Web による打合せ等を行うための準備や手順等に関する Q & A

Q1. Web 会議とは？

A1. Web 会議とは、PC やタブレット、スマートフォン等を使用し、インターネットを通じて映像、音声を共有しながら離れた場所の人とコミュニケーションをとるツールです。複数名が同時接続でき、会議に利用されています。Zoom や Microsoft Teams は Web 会議を行うシステム（アプリ）の一つです。

Q2. Web 会議システムによる打合せ等を実施するにあたり、別途会議専用のタブレットやノートパソコン等を用意しましたか。それとも業務で普段から使用している PC 等を使い了吗。

A2. 打合せ協議等に参加する者がそれぞれ自分のデスクにおいて普段から使用している PC を利用しているケースがほとんどです。ただし、1 台の PC に複数名が集合して参加する場合や雑音などが気になる場合は、別途、会議室を準備して Web 会議専用のノート PC やタブレットを用いて実施したケースもあります。

Q3. Web 会議システムを使用するにあたり、Q1 の PC 本体以外に用意した周辺機器（Web カメラなど）はありますか。

A3. 自分のデスクの PC を使用する場合は、USB 接続の Web カメラ（マイク付き）と周辺に会話等が聞こえないようヘッドセット（マイク付き）を購入するケースが多いようです。ノート PC やタブレットの場合は内臓のマイクやカメラを使用して特に周辺機器などは購入しないケースがほとんどです。1 台のノート PC 等に複数名参加する場合は、性能の面から内臓マイクを使用しないで別途テーブルマイクを購入して実施したというケースもありました。それら周辺機器の購入価格はいずれも数千円程度のものがほとんどでした。

Q4. Web 会議システムのインターネットへの接続方法は Wi-Fi 等（無線）又は LAN ケーブル（有線）ですか。

A4. 画像や音声などインターネット接続の安定性を考慮して LAN ケーブル（有線）による接続がほとんどでしたが、Wi-Fi や LTE などの無線で行ったケースもありました。

Q5. Web 会議システムは何を使用されていますか

A5. 普段から社内会議等でも Web 会議システムを利用されている会員においては、Zoom 又は Teams などの有償版を使用しているケースがほとんどですが、発注機関との打合せ等に限って使用する場合は、Zoom 又は Teams の無償版を使用しているケースが多いようです。

なお、Microsoft 365 を導入している場合は、Excel や Word と同様に Teams も付属されているため使用が可能です。

Q6. Web 会議システムの有償版と無償版の違いはなんですか

A6. Web 会議システムの無償版は、有償版に比べ会議の時間や参加人数、録画機能などに制限があります。また Zoom や Teams などの使用上の操作制限等といった管理機能が無償版では使用できませんので、通常は Web 会議の開催に伴う招待メールは有償版を使用している方がホストとして送信しているようです。

Q7. Web による打合せ等は発注機関又は受注者、どちらの提案ですか

A7. 発注機関、受注者どちらとも提案した実績があります。

Q8. Web による打合せ等を実施するにあたり、発注機関に対する何らかの届出等は必要でしたか。

A8. 特に、届出や許可書等の提出は求められませんでした。

Q9. Web による打合せ等に必要な資料はどのように対応しましたか。

A9. 事前に必要書類等を発注機関にメール等で送信するか情報共有システム内に添付し、会議当日は Web 会議システムの画面共有機能を利用して行ったケースが多かったです。

Q10. Web 会議システムにおける招待メールは発注者または受注者のどちらから送られましたか。

A10. 招待メールは、双方からの送信が可能です。ただし、送信者がホスト（中心的役割）となります。

Q11. Web による打合せ等に出席した人数と場所を教えてください。

A11. 発注機関側は会議室で 1 台の PC に 3～6 名程度が参加、受注者側は各自デスクの PC にて実施。
必要な場合には会議室に集合の上 2～6 名程度の参加で実施しており、ほとんど対面方式と変わらない印象です。

Q12. Web による打合せ等の 1 回あたりの時間はどのくらいでしたか

A12. 1～3 時間程度で対面方式と変わらない印象です。

Q13. Web による打合せ等は、今後も続けるべきだと思いますか。

A13. Web を利用して数回の打合せ等を行った会員のほとんどが今後も続けるべきと回答しています。

Q14. その他、今回通知がなされた Web 会議方式について気づいた点がありますか。

- A14. ・発注機関に出向いて打合せ等を行うに要する移動時間を考慮する必要があるため、日程調整がしやすいと思います。
- ・ Web 会議システムの画面共有機能を使用すればペーパーレスの会議が可能となるが、PC 等のディスプレイ画面を共有するので注意が必要です。
 - ・ 発注機関の PC への接続ができない時は、受注者のノート PC やタブレット等を発注機関に持ち込み、Web と対面を併用して行った例も報告されています。この場合、対面での参加人数が少なく抑えることが可能です。
 - ・ スピーカーを使用する場合、使用する複数台の PC の距離が近いとハウリングをおこしてしまいます。
 - ・ Web 会議の参加者が複数名の場合、発言者の発言するタイミングが対面方式より難しいので進行役等を事前に決定しておくことをお勧めします。
 - ・ Web 会議システムの導入や運用に関して不安があれば、専門業者に依頼することをお勧めします。
 - ・ 会議の内容によっては対面方式の方が効率がよいケースもあるので Web 会議方式と対面方式を使い分けした方がよいと思います。

資料2 Microsoft Teams と Zoom の比較について

検討項目	Microsoft Teams	Zoom (ミーティング)
導入するにあたっての留意点	Microsoft アカウントが必要で、ライセンスもユーザー(社員)単位で契約が必要。	アカウントがなくても使用が可能。Web 会議のみで使用する場合には有効。
日常使用する上での使い方	Office (エクセルやワード等) との連携が必要な場合や重要な会議 (高いセキュリティが必要な場合) でチーム同士の場合に有効。	社外ユーザーが参加する場合 (招待メールの URL をクリックするだけなので初心者向けのため) や Web 会議のみの場合に有効。
操作性や機能性について	Office との連携が可能なためチームでプロジェクトを進める際に便利で共同編集やスケジュール管理等 Web 会議以外の機能も充実している。	Web 会議のみで使用する場合は初心者でも使いやすくできている。参加者が多い場合の映像は Teams より優ると感じる。
はじめて使用する際のトラブルについて	Microsoft Edge 等の Web ブラウザからも使用できるが、事前にソフトをインストールした方がトラブルは少ない。Zoom も同様。	画面に表示される参加者の名前を自由に入力できるため、別途、本人確認が必要。
安全性について	Microsoft Teams と Zoom どちらも招待メール等の URL、パスワード等の管理が重要。	利用が急増した当初はセキュリティが問題視されたが、随時アップデートされ強化されている。

創業48年 用地補償の総合コンサルタント

補償コンサルタント登録(第475号)

登録部門 物件/機械工作物/営業補償・特殊補償/事業損失/補償関連/総合補償

株式会社 アイテクノ

<http://www.aitecno.com/>

本 社	〒532-0011	大阪市淀川区西中島 6丁目7番8号(大昭ビル)	TEL(06)6889-4551 FAX(06)6305-8201
京都事務所	〒621-0826	亀岡市篠町篠上西裏 9	TEL(0771)21-2267 FAX(0771)21-2268
奈良事務所	〒630-8237	奈良市中筋町 16-2-403	TEL(0742)20-5351 FAX(0742)20-5352
和歌山事務所	〒640-8214	和歌山市寄合町 30-201	TEL(073)425-1660 FAX(073)425-1661
兵庫事務所	〒666-0015	川西市小花 2-7-5-801	TEL(072)756-6526 FAX(072)756-6527
滋賀事務所	〒520-0032	大津市観音寺 12-34-202	TEL(077)526-8120 FAX(077)526-8121



ケーエス技建株式会社

代表取締役 中野 徹

弊社は今年7月に社歴半世紀となります。

また私自身も同じく7月をもって、この業界に入り満40年を迎えさせていただきます。

幾多のご縁とご支援を頂き補償コンサルタントとして現在も活動できることに感謝の気持ちが絶えることはありません。

現在まで家屋調査の技術者として現場に従事し、何万人もの権利者や事業に従事する方々の喜怒哀楽に触れて参りました。

そんな日々に、かの東日本大震災の報道がありました。居ても立ってもいられず友人や協力者に声をかけ合い、募金や支援品をかき集め、被災地に向かいました。言うまでもなく現地は足が竦むほどの惨状でした。その中で被災しながら必死に復興に向かって立ち上がろうとする方々の姿に心が震えました。

雪の舞い降るころに被災地の仮設住宅や仮設店舗、半倒壊した家屋や避難施設に身を寄せるおばあちゃん、おじいちゃん、おチビちゃんたちを訪ねることが私のライフワークとなりました。

毎年生活もままならない被災地で心待ちにしてくれる皆さんの笑顔に元気を頂きに向かいました。

東北の地はどこまでも空は青く、海は深く、空気は澄み渡り、住む方々の笑顔は優しく、ほんとうに美しい場所です。

ただ足元から先に広がる惨状を除いては・・・。

そして5年目を迎えたときに被災地の方々に「もう大丈夫」「今まで寄り添ってくれてありがとう」と言葉を頂きました。

このとき補償コンサルタントとして人と接する仕事をしてきて本当によかったと思いました。権利者の方々や事業に従事される皆さんに最も寄り添える仕事と確信しました。

東北の地の経験を胸に、これからも皆様方とともにあらゆる事業に寄り添える幸せを、心より感じながら歩みたいと思います。

今後とも協会員の皆様にはご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

【会社概要】

社 名：ケーエス技建株式会社

所 在 地：大阪府堺市堺区竜神橋町
1丁2番16号

電 話：072-224-0895

F A X：072-224-0897

設 立：昭和47年7月

資 本 金：2,100万円

登 録：補償コンサルタント業

補02第2690号

一級建築士事務所

(ハ)第19632号

親睦委員会便り

令和3年度下期編

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 近畿支部

親睦委員会 委員長 永井 晴夫

会員の皆様には、近畿支部の親睦委員会事業にご協力頂きありがとうございます。

令和3年度の下期における会員親睦事業は、コロナ禍にはあったものの感染予防対策を十分に取りつつ、第9回イカ釣り大会、第69回JCC親睦互留歩大会、イサギ（イサキ）釣り大会そして秋のハイキングを開催することができました。皆様の感染予防対策へのご協力については大変感謝しております。

今後も会員親睦事業については、引き続き感染拡大の状況に留意しつつ、政府及び自治体の指導・方針等を遵守しながら検討して参ります。

以下に、それぞれの行事について担当委員から報告させていただきます。

1. 秋のハイキング（武田尾廃線敷と宝塚）

永井 晴夫

令和3年度のハイキングは、コロナ禍における緊急事態宣言も解除となり、観光地での人出も増えつつある11月13日（土）、現地集合した武田尾駅を朝9時40分参加者30名で出発しました。

天気は快晴で、これ以上ないハイキング日和となりました。

行先は【武田尾廃線敷】そして宝塚にある【手塚治虫記念館】です。

かつて機関車が走っていたJR福知山線廃線敷。

武庫川の溪谷沿いに続く約5kmの廃線敷は、長らく立ち入りが禁止されていましたが、2016年にハイキングコースとして一般開放されたそうです。

今回は名塩駅や生瀬駅からのハイキングコースを進むのではなく、武田尾駅から各自のペースで廃線敷を歩いて、食事の時間までに武田尾駅近くの食事場所まで来た道を引き返す行程です。

川沿いの枕木が続く道を進んでいくと、いくつものトンネルが出現します。

短いものもあれば、長いものもありました。

長いトンネルは足元が全く見えないほど真っ暗で、懐中電灯なしでは進むことができませんでした。

途中コウモリも生息しており、参加していた子供たちも大喜びでした。

一番の見どころは、やはり武庫川を渡る真っ赤な鉄橋（武庫川第二橋梁）でしょうか。

大自然の緑の中で赤い橋が強烈な存在感を放っていました。

歩き疲れた後の昼食はまた格別です。武田尾駅近くの畑熊商店へ向かいました。
今回は珍しい猪肉や鹿肉の串カツも入ったお弁当を美味しくいただき満足でした。

次は電車で宝塚へ。

宝塚駅から宝塚大劇場を結ぶ「花の道」の景色を楽しみながら手塚治虫記念館に行きました。

懐かしいアニメの数々を思い出しながら、楽しい時間を過ごすことができました。

単行本が読めるスペースもあり、参加者の中には読書に没頭してしている人もいました。

それから近くの宝塚大劇場でお土産を買って帰路につきました。

久しぶりに長い距離を歩いたハイキングでしたが、美しい景色に癒されて心地よい疲れとなりました。

以上簡単ですが秋のハイキングのご報告といたします。

有難うございました。



真っ暗なトンネルを歩きます



大自然の緑と川がきれいです



トンネルの中のコウモリ



武庫川第二橋梁



畑熊商店前で記念撮影

2. 第9回イカ釣り大会

親睦委員会 副委員長 園田 純也

親睦委員会行事で、今年で9回目になるイカ釣り大会を、まん延防止等重点措置の中ではありますが、感染予防対策を徹底して開催いたしました。

今大会は、昨年過去最高の釣果に恵まれました兵庫県香美町香住区にある「浩龍丸」に、昨年の大会終了後すぐに、今年の土曜日の予約を取って7月17日（土）に開催することとしました。

昨年からのお約束通り土曜日開催しましたところ、参加者は、大阪から1名、京都から2名、和歌山から2名、兵庫から3名の計8名参加となりました。

全員集合後、釣場ポイント確保のため少し早いのですが16時に、皆さん爆釣を夢見ての出港となりました。この時期は、場所によって釣果に差が出るとのことで、船頭さんがベストと思われるポイントに20分程で到着しました。

当日は天候にも恵まれ、皆さん準備し期待を込めての第一投！！

スタートしました・・・が、イカが釣れだす？はずの漁火を点灯する19時半頃までは、ただただ暑さとの闘いで、西陽もしっかり浴びて、参加者皆さんこんがりと日焼けされていました。

漁火が点灯されイカの活性が上がり、あちこちで竿が曲がり始める予定でしたが、今年（この日）のイカはご機嫌斜めようで、なかなか竿が曲がりません（汗）

この日は、非常にテクニカルなイカ釣りになりましたが、皆さんお持ちの引出しからあの手この手を酷使され、1人20～30杯の釣果となりました。

釣果としては、残念ながら昨年の様にはいきませんでした。怪我もなく、普段あまり話することが少ない同業者の方とも、同じ趣味を通して話することが出来て、良い親睦会になったと思います。

次回開催する場合も、土曜日開催にして、一人でも多くの方に参加して頂ける様にしたいと思います。



参加者集合写真

3. 第 69 回 JCC 親睦互留歩大会

親睦委員会 委員 今中 康生

秋のゴルフは、10月26日（火）に吉川カントリー倶楽部（三木市）にて開催致しました。今回は会食を行わずに、プレーのみ実施するスタイルで計画させていただきました。状況からして、特別に配慮するような時期でもありませんでしたが、担当幹事の気まぐれにお付き合い願った次第です。少々淡泊すぎたようにも感じ、反省しております。

さて、こちらのゴルフ場は、お菓子メーカーのシャトレゼさんが経営されているようで、至る所にその甘い誘惑が散りばめられていました。ショートケーキなども提供されており、アイスなどの冷凍菓子は無料！コーヒーも自由！なので、調子に乗ってパクパクやっていると、昼食の箸がなかなか進まない事態に…（笑）。もし、行かれるのであれば、ご自身の体重と相談されることをお勧めします。

ちょうど前日に、プロゴルファーのイベントをやっていたようで、その影響なのかグリーンの仕上がりが素晴らしかったですね。転がりが大変良く、形状也非常に練られているようで、1mくらいのパットでもアララ！想像もしない方向にボールが流れていきます。見た目では判断できない所もあり、玄人好みのコースかもしれませんよ。

コンペの賞などは設けておりませんでしたが、一応、順位はダブルペリアで決定させていただきました。栄誉のみのご報告ですが、優勝は三上氏でございました！おめでとうございます！

優 勝	三上洋史 氏（西播設計）	グロス 87 / ネット 76.2
準優勝	中村雄一 氏（大阪エンジニアリング）	グロス 93 / ネット 77.4
//	藤本睦之 氏（播磨設計コンサルタント）	グロス 99 / ネット 77.4
//	今中康生 氏（ケンセイ）	グロス 87 / ネット 77.4

次回は4月頃の開催を予定しています。どうぞお気軽にご参加ください。



第 69 回 JCC 親睦互留歩大会

4. イサギ（イサキ）釣り大会

親睦委員会 副委員長 山本 俊之

コロナ禍の影響により、令和2年6月及び令和3年6月に行われるはずであった釣り大会が中止であった。10月になりコロナのまん延防止等重点措置が解除され、急遽11月6日（土）に紀伊日ノ御崎沖で釣り大会をすることとなった。

イサギの旬といえば、初夏の産卵時期にはムギワライサギと呼ばれ、卵や白子を持ちまると太って非常に美味しい時期はあるが、その後産卵のためにエネルギーを使い果たした8月、9月のやせ細った時期を過ぎ、栄養をしっかりと身につけた初冬のイサギは卵や白子こそないが、初夏の味とは異なりイサギの身に脂がのりだし非常に美味しい時期となる。11月は天候的にも少し寒いが船釣りには良い季節であったため、そこそこは釣れると期待していたし、募集をかければすぐに参加メンバーが集まると思っていた。しかしながら、11月は我々の本来の業務の多忙な時期であり、家庭の行事が重なるなど行楽シーズンでもあったため、参加メンバーはなかなか集まらず、あちこち声をかけてなんとか10人を揃えることができた（船の貸し切りの人数が10人であった）。

例年乗船していたあしか丸が乗合船業を廃業したため、他船を捜し共栄丸にて釣りをすることとなった。あしか丸では主に手釣りであったが、共栄丸では竿釣りが原則であったため、それぞれが竿を借りることとなった。

当日、午前5時前集合、氷をもらい船に乗り込む。5時出港、6時前ポイント着。船長のかけ声が出る「水深50mくらいで海底、そこから5mから10m上で釣ってください。」

皆、それぞれ釣り始めるが入れ食いとはまではいかず、ぼちぼちと釣れる。イサギだけでなく、アカヤガラ、ツバス（ハマチの小さいやつ）、サバ、マトウダイ、イシダイ等、いろんな魚が釣れた。釣れなくなったら、ポイントをあちこち変更して12時頃には納竿。12時半頃に漁港に戻りました。

釣果は、ひとり当たり10～30匹くらいでしょうか。初めての竿釣りで苦労されたひともいっしょいしましたが、まあまあ楽しめたのではないかと思います。次回は初夏のイサギの釣り大会を開催できるようにからお楽しみにしてください。



参加者集合写真

公共事業の用地取得を 全てのステップで支援！！

用地アセスメント

工程管理

補償説明会

用地交渉

収用支援

＼ 起業者さまを 豊富な経験で下支えします ／

阪高プロジェクトサポート株式会社

公共用地取得 総合支援

「用地取得」のすべてを支援！
起業者経験で得たノウハウで
収用手续等にも対応します。

用地補償 アドバイザー

区分所有建物や地図混乱など
困難事例もおまかせください。

用地人材育成

起業者の皆さまの人材育成、
スキルアップをお助けします。

- 
- ①前提整理(地図混乱、多数権利者、権利者不明、外国籍権利者、信託等)
 - ②用地アセスメント(用地工程管理)
 - ③用地補償説明会
 - ④困難案件(区分所有マンション、神社仏閣、大規模工場、区分地上権等)
 - ⑤用地交渉
 - ⑥収用手續支援

阪高プロジェクトサポート株式会社

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目11番4-1800

[TEL] 06-6345-3000 [FAX] 06-6345-3131

[WEB] <https://www.hanshin-support.co.jp>



支部だより

(令和3年2月～令和3年7月)

支部役員会及び委員会の動き

◆令和3年度 第4回役員会(7月21日開催・集合+Web)

1. 本部理事会・委員会等報告

- ① 第2回理事会(6/16・Web)報告

2. 復興支援協会からの情報提供等

- ① 第2回理事会(6/15・Web)報告

3. 支部委員会報告等

(1) 研修委員会

- ① 第1回委員会の報告(6/24・集合+Web)

(2) 補償業務委員会

- ① 第2回委員会の報告(7/12・Web)
- ② 第3回委員会の開催予定
- ③ 第17回補償技術研究会の開催予定

(8/6)

(3) 補償システムIT委員会

- ① 「近畿支部標準補償算定システム操作技術研修会」の報告(6/11)
- ② 「Web会議システムの利用についてのアンケート」について

(4) 企画・広報委員会

- ① 第1回委員会の開催報告(6/16・Web)

(5) 親睦委員会

- ① 魚(イカ)釣り大会(7/17・兵庫県香美町)報告

4. その他

- ① 支部会員名簿について
- ② 令和3年度「補償講座」について
- ③ 近畿支部標準補償算定システムの導入・更新状況
- ④ 近畿用対連標準書(単価表)の有償貸

確かな**技術** 新しい**知識** 豊富な**実績** 燃える**情熱**



土木調査・設計・測量

(株)エンタコンサルタント

代表取締役 **園田純也**

本社: 〒677-0015 兵庫県西脇市西脇205 TEL 0795-22-2219(代)
FAX 0795-23-3461

HPアドレス <http://www.entaconsul.co.jp> Eメール nishiwaki-info@entaconsul.co.jp

神戸支店・姫路支店・但馬支店・京都営業所・中丹営業所・加東営業所

与の申込状況

- ⑤ 支部総会記念講演（8/25・Web）について
- ⑥ 補償コンサルタント協会新パンフレット

3. その他

- ① 近畿地方整備局要望活動について
- ② 府県等への要望活動について
- ③ 筆記試験（10/24）の監理体制・会場及び事務補助について
- ④ 令和3年度独禁法講習会について

◆令和3年度 第5回役員会（9月7日開催・Web）

1. 本部理事会・委員会報告等

- ① 第1回研修委員会（8/2・Web）報告
- ② 第1回補償業務委員会（7/28・Web）報告
- ③ 第1回企画・広報委員会（8/18・Web）報告

2. 支部委員会からの報告等

（1）総務委員会

- ① 第1回委員会（8/5・集合）報告

（2）研修委員会

- ① 「標準書」説明会（8/11・Web）報告と「営業補償」説明会（9/22・Web）の開催

（3）補償業務委員会

- ① 第3回委員会（8/4・集合+Web）報告
- ② 第4回委員会（第17回補償技術研究会）（8/6・集合+Web）報告

（4）補償システムIT委員会

- ① 第1回委員会（9/9・Web）の開催

（5）企画・広報委員会

- ① 第2回委員会（8/3・Web）報告
- ② 令和3年度近畿支部要望書

（6）親睦委員会

- ① ゴルフ：10/26（火）：兵庫県吉川カントリー倶楽部

◆令和3年度 第6回役員会（10月12日開催・集合+Web）

1. 本部理事会・委員会報告等

- ① 第3回理事会（9/15・Web）報告

2. 支部委員会からの報告等

（1）研修委員会

- ① 「営業補償」説明会（9/22・Web）の報告

（2）補償業務委員会

- ① 近畿地整との打合せ報告

（3）補償システムIT委員会

- ① 第2回委員会（9/9・Web）の報告

（4）親睦委員会

- ① ゴルフ 10/26（火）、魚釣り 11/6（土）予定
- ② 秋の親睦ハイキング：11/13（土）予定

3. その他

- ① 近畿地方整備局要望活動について
- ② 府県等への要望活動について
- ③ 「補償コンサルタント」執筆担当確認

◆令和3年度 第7回役員会（11月9日開催・集合）

1. 本部理事会・委員会報告等

- ① 第2回総務委員会（10/25・Web）報告
- ② 第1回固定資産家屋評価補助業務受託分科会報告（11/1・Web）

支部だより

2. 支部委員会からの報告等

(1) 研修委員会

- ① 第2回委員会(10/22 集合 + Web)の報告

(2) 親睦委員会

- ① 第69回JCC親睦ゴルフ大会報告：10/26(火)
- ② 魚釣り大会報告：11/6(土)
- ③ 秋の親睦ハイキング：11/13(土)

3. その他

- ① 新規入会(ケーエス技建(株))について
- ② 府県等への要望活動について
- ③ 令和4年新春交礼会(1/21)
- ④ 第46回近畿支部総会(5/17)
- ⑤ 支部機関誌への企業広告のお願い

- ③ 第2回企画・広報委員会(11/10・Web)の報告

- ④ 第2回補償業務委員会(11/26・Web)の報告

2. 復興支援協会からの情報提供等

- ① 公費解体業務の研修について

3. 支部委員会からの報告等

(1) 補償業務委員会

- ① 第5回委員会(12/7・集合 + Web)の報告

(2) 補償システムIT委員会

- ① 標準補償算定システム操作技術研修会打合せ(12/1・Web)の報告

(3) 企画・広報委員会

- ① 第3回委員会(11/16・集合 + Web)の報告

◆令和3年度 第7回役員会(12月14日開催・集合)

1. 本部理事会・委員会報告等

- ① 第4回理事会(11/24・集合)の報告
- ② 固定資産家屋評価補助業務受託の意見照会について

4. その他

- ① 府県等への要望活動について
- ② 令和4年新春交礼会(1/21)中止
- ③ 近畿地整用地部への新年挨拶
- ④ 令和4年度要望書について

“人”だけでなく“地球”に優しい環境空間の創造

— 限りある資源をより良く活かし、次世代に明るい未来を —

建設コンサルタント・補償コンサルタント・一級建築士事務所
測量業・地質調査業



キタイ設計(株)



“ISO9001”・“ISO14001”・“ISO27001”・“ISO45001” 認定取得

本社	滋賀県近江八幡市安土町上豊浦1030番地	TEL (0748) 46-2336 (代)
京都支社	京都府福知山市篠尾新町一丁目56番地の1	TEL (0773) 22-8866 (代)
大阪支社	大阪府高槻市西真上一丁目27番3号	TEL (072) 683-0028 (代)
西日本支社	兵庫県姫路市西夢前台二丁目49番地	TEL (079) 267-0456 (代)

講演会・講習会・研修会等の開催

会員の資質の向上を目指し、各種講演会・講習会・研修会等を開催しています。

1. 令和3年度近畿用対連補償算定標準書の留意点等（前年度対比）についての説明会

日 時：令和3年8月11日（水）

会 場：Web方式（Zoom使用）

講 師：大阪エンジニアリング株式会社 取締役 技術部 部長 児玉 和也 氏

受 講 者：会員 40名、非会員 4名 合計 44名

2. 「第45回通常総会 記念講演会」大規模災害に備える～地震防災の基本

日 時：令和3年8月25日（水）

会 場：Web方式（Zoom使用）

講 師：NPO 日本防災士会 大阪府支部事務局長（本部全国講師） 木村 郁夫 氏

受 講 者：会員 48名

3. 令和3年度「営業補償の実務」についての説明会

日 時：令和3年9月22日（水）

会 場：Web方式（Zoom使用）

講 師：大阪エンジニアリング株式会社 技術部 専門職 大屋 周三 氏

受 講 者：会員 70名、非会員 0名 合計 70名



株式会社 平和 ITC

Heiwa International Total Consultant

代表取締役 周 文

代表取締役 山本 武

本 社／〒918-8026 福井県福井市湊1丁目1704番地 TEL (0776) 36-5267 FAX (0776) 36-6520

大阪支店／〒534-0024 大阪市都島区東野田町4丁目1番17号 TEL (06) 6354-2386 FAX (06) 6354-2382

東京支店・奈良営業所・兵庫営業所・京都営業所・和歌山営業所・滋賀営業所

支部だより

4. 令和3年度「事業損失の実務」についての説明会

日 時：令和3年12月15日（水）

会 場：Web方式（Zoom使用）

講 師：株式会社 ファノバ 技術第三部 部長 富永 弘実 氏

受 講 者：会員 64 名、非会員 2 名 合計 66 名

5. 令和3年度「物件補償の実務」についての説明会

日 時：令和4年1月17日（月）

会 場：Web方式（Zoom使用）

講 師：株式会社ユニオンリサーチ 代表取締役 小笠 博幸 氏

受 講 者：会員 82 名、非会員 3 名 合計 85 名

会 員 親 睦 行 事

会員相互の交流と情報交換を目的に各種親睦行事を企画開催していますが、今期は、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底しながら下記の行事を開催しました。

1. 第9回イカ釣り大会

日 時：令和3年7月17日（土）

場 所：兵庫県香美町香住区

参 加 者：8 名

2. 第69回JCC親睦互留歩大会

日 時：令和3年10月26日（火）

場 所：吉川カントリー倶楽部（兵庫県三木市）

参 加 者：11 名

3. 魚釣り（イサギ）大会

日 時：令和3年11月6日（土）

場 所：和歌山県紀伊日ノ御崎沖

参 加 者：10 名

4. 秋のハイキング

日 時：令和3年11月13日（土）

場 所：JR 武田尾～旧福知山線の廃線敷～宝塚

参 加 者：30 名

情 報 提 供 ・ そ の 他

（情報提供）

1. 近畿支部第46回通常総会を下記日程で開催します。

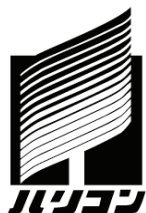
日 時：令和4年5月17日（火）

会 場：大阪キャッスルホテル

大阪市中央区天満橋京町1番1号

(06)6942 - 2401

次 第：未定



建設コンサルタント・補償コンサルタント
測量業務・土木設計・補償業務・不動産登記

株式会社 播磨設計コンサルタント

本 社/〒675-0017 加古川市野口町良野1580番地

T E L /079-423-5155 F A X /079-423-5188

支 店/神戸・姫路・但馬

営業所/福知山・滋賀・奈良

U R L /<https://www.haricon.co.jp>

会員の動向

(令和3年12月末現在)

《代表者変更》(会社名五十音順：敬称略)

6-140 丸一調査設計(株)
高岡 昌和 ⇒ 山崎 裕生

《支社移転》

7-030 (株)ウエスコ関西支社
〒550-0015
大阪府大阪市西区南堀江1丁目18-4
Osaka Metro 南堀江ビル7階

《本店・支店移転》

6-275 日本振興(株)
本 店
〒542-0076
大阪府大阪市中央区難波5丁目
1番60号 なんばスカイオ20階
大阪支店
〒598-0047
大阪府泉佐野市りんくう往来南
2番地2 りんくうエルガビル8階

《入 会》

6-277 ケーエス技建(株)
(11月24日付け)
代表者 中野 徹
〒590-0972
大阪府堺市堺区竜神橋町一丁2番16号

—Do Our Best!—

建設コンサルタント・測量業・地質調査業・補償コンサルタント
一級建築士事務所



 MSA-QS-4525
 MSA-ES-1668
MS CM024
ISO 9001:2015 認証取得
ISO 14001:2015 認証取得
(本社・支店取得)

 MSA-IS-134
 ISMS-RC
ISO 27001:2013 認証取得
(本社・支店取得)

正和設計株式会社

代表取締役

田中 英幸

本 社 〒520-0806 滋賀県大津市打出浜3番7号
TEL. 077(522)3124 FAX. 077(524)6732
<https://seiwa-cc.co.jp>

土地のミライを共に創る



トータルサポート

NISSOでは事業を円滑に進めるために、総合技術業務に加え、調査から履行確認まで一貫した業務を請け負う中で、
事業者側の抱えるお悩みをサポートすることで安心した事業を運営することができます。

計画的・確実な
事業進捗

事業者側の
負担の軽減

早期課題への
対応と解決

これらを実現することがNISSOのトータルサポートです

株式会社 N I S S O

本社 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1丁目25番地
TEL (03)6859-7515 FAX (03)6859-7516

大阪支店 〒531-0072 大阪市北区豊崎2丁目7番9号
TEL (06)6292-4671 FAX (06)6292-4677

ホームページが新しくなりました！

<https://nisso-hk.co.jp/>

会 員 名 簿

(令和3年12月末現在)

会員番号	(一社) 日本補償コンサルタント近畿支部会員番号
登録番号	「補償コンサルタント登録規定」(国土交通省告示第1341号)に基づき国土交通大臣により登録を受けた登録番号
登録部門	「補償コンサルタント登録規定」第2条別表に掲げる登録部門

登録部門 凡例	1	土地調査部門	5	営業補償・特殊補償部門
	2	土地評価部門	6	事業損失部門
	3	物件部門	7	補償関連部門
	4	機械工作物部門	8	総合補償部門

大 阪 府

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
3-042	一般財団法人 日本不動産研究所 近畿支社	補30第19号	06-6348-2010		○	○	○	○	○	○	
3-119	(株) NISSO 大阪支店	補30第503号	06-6292-4671	○	○	○	○	○	○	○	○
6-018	(株) ファノバ (旧社名 (株) タカダ)	補30第540号	06-6344-0540	○	○	○	○	○	○	○	○
6-022	大阪エンジニアリング (株)	補30第445号	06-6581-2815	○	○	○	○	○	○	○	○
6-023	福田総合コンサルタント (株)	補30第13号	06-6227-0890	○	○	○	○	○	○	○	○
6-031	(株) 産業工学研究所	補30第514号	06-6541-5845	○	○	○	○	○	○	○	○
6-032	(株) アイテクノ	補30第475号	06-6889-4551			○	○	○	○	○	○
6-037	中央復建コンサルタンツ (株)	補30第12号	06-6160-1121	○		○			○	○	
6-039	(株) 技 研	補31第801号	06-6356-3666		○	○	○	○	○	○	○
6-070	(株) 谷澤総合鑑定所	補31第600号	06-6208-3500		○	○		○			
6-073	(株) 三和総合コンサル	補30第145号	06-6951-6211	○	○	○	○	○	○	○	○
3-088	(株) オオバ 大阪支店	補31第558号	06-6228-1350	○	○	○	○	○	○	○	○
3-058	(株) ランド・コンサルタント 関西支社	補31第566号	06-6320-5731	○	○	○	○	○	○	○	○
6-103	一般社団法人 近畿建設協会	補28第1590号	06-6943-8171			○				○	○
7-013	(株) エイト日本技術開発 関西支社	補31第687号	06-6397-3888	○	○	○	○	○	○	○	○
3-083	(株) 間瀬コンサルタント 大阪支店	補30第492号	06-6385-0891	○	○	○	○	○	○	○	○
6-132	(株) 日建技術コンサルタント	補31第604号	06-6766-3900	○		○	○				
6-138	(株) ケンセイ	補30第2448号	06-6323-6781						○		
6-147	(株) 浜名技術コンサルタント	補28第1132号	06-6227-0227	○	○	○	○	○	○	○	○
7-030	(株) ウエスコ 関西支社	補30第547号	06-4393-8014	○	○	○	○	○	○	○	○
6-159	(株) 地域経済研究所	補28第1076号	06-6314-6300			○					
6-194	(株) 環境整備研究所	補28第2069号	072-631-1307			○	○	○	○		
6-201	写測エンジニアリング (株)	補31第1572号	06-6768-0418	○		○	○	○	○		
3-294	(株) 八州 関西支社	補29第1363号	06-6485-8150	○	○	○	○	○	○	○	○
6-206	(株) アスロード 大阪支店	補01第4769号	06-6343-7688					○			

会員名簿

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6-207	(株) 東洋建築設計事務所	補 28 第 1088 号	06-6768-2020						○		
4-025	(株) 国土開発センター 大阪支店	補 30 第 458 号	06-4300-5015	○	○	○	○	○	○	○	○
6-216	(株) ニュージェック		06-6374-4901								
6-246	(株) 信栄補償設計	補 02 第 2855 号	06-6947-1130			○	○	○	○	○	○
3-106	(株) UR リンケージ西日本支社	補 30 第 442 号	06-6949-5725	○	○	○	○	○	○	○	
5-103	南海カツマ (株) 関西支社	補 30 第 414 号	06-6632-9750	○		○			○		
5-027	玉野総合コンサルタント (株) 大阪支店	補 30 第 262 号	06-4706-5511	○	○	○	○	○	○	○	○
3-529	(株) 中央クリエイト 関西支店	補 28 第 3923 号	06-6889-0015	○	○	○	○	○	○	○	○
6-266	(株) ユニオンリサーチ	補 30 第 4697 号	06-6446-1801	○	○	○	○	○	○	○	
6-267	西日本高速道路ビジネスサポート (株)	補 28 第 4918 号	06-6396-2828	○	○	○				○	○
6-270	(株) 近畿地域づくりセンター	補 02 第 5112 号	06-6943-8889	○		○	○			○	○
6-271	阪高プロジェクトサポート (株)	補 29 第 5161 号	06-6345-3000	○	○	○	○	○	○	○	○
6-272	(株) ショウエイコンサルタント	補 03 第 4528 号	06-6767-3123			○		○	○		
6-275	日本振興 (株)	補 29 第 1778 号	072-458-8410	○	○	○	○	○	○	○	○
7-006	復建調査設計 (株) 大阪支社	補 30 第 190 号	050-9002-1736	○		○	○	○	○	○	○
6-277	ケーエス技建 (株)	補 02 第 2690 号	072-224-0895						○		

京 都 府

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6-013	内外エンジニアリング (株)	補 30 第 150 号	075-933-5111	○		○		○	○		
6-153	(株) 伊藤・梅原建築設計事務所	補 30 第 2343 号	0773-42-1039			○					
6-168	(株) 中地コンサルタント	補 28 第 2098 号	0772-72-0268	○		○					
6-189	(株) 関西総合鑑定所	補 28 第 1616 号	075-252-2367		○						
6-238	塩見測量設計 (株)	補 28 第 1595 号	0773-22-4947	○		○					

兵 庫 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6-097	(株) 宮本設計	補 03 第 4888 号	0797-71-0431	○		○	○	○	○		
6-105	(株) サンコム	補 30 第 177 号	0791-63-1533	○		○			○		
6-106	阪神測建 (株)	補 30 第 170 号	078-360-8481	○		○		○			
6-107	(株) 西播設計	補 30 第 143 号	0791-63-3796	○	○	○	○	○	○	○	○
6-129	(株) ウエスト建設コンサルタント	補 29 第 5190 号	079-267-1212	○		○		○			
6-144	(株) コンサルタント関西	補 29 第 1395 号	079-238-6222	○		○		○			
6-167	(株) 播磨設計コンサルタント	補 30 第 1457 号	079-423-5155	○		○	○	○	○		

会員名簿

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6-177	(株) KC コンサルタント	補 28 第 2033 号	078-708-8432			○	○	○	○	○	
6-245	(株) 朝日コンサル	補 02 第 2868 号	0794-63-6491	○							
6-258	(有) 大田建築事務所	補 28 第 3101 号	06-6482-5708			○	○	○	○	○	○
6-263	(株) エンタコンサルタント	補 31 第 665 号	0795-22-2219	○		○					
7-099	アサヒコンサルタント (株) 兵庫支社	補 30 第 1451 号	079-287-6660	○	○	○	○	○	○	○	
6-276	(株) 洸陽	補 29 第 4954 号	079-426-7780			○		○	○		

賛助会員

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
0-046	(株) 兵庫不動産鑑定所	補 29 第 4955 号	079-285-3515		○						

福 井 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6-109	京福コンサルタント (株)	補 30 第 142 号	0770-56-2345	○		○		○	○		
6-116	(株) サンワコン	補 30 第 532 号	0776-36-2790	○		○	○	○	○		
6-130	(株) エイコー技術コンサルタント	補 30 第 169 号	0770-25-1222	○	○	○		○	○		
6-140	丸一調査設計 (株)	補 30 第 270 号	0776-52-8400	○		○	○	○	○		
6-155	(株) 三愛調査事務所	補 30 第 1493 号	0779-65-4175	○		○	○	○			
6-156	(株) 平和 ITC	補 31 第 672 号	0776-36-5267	○		○	○	○	○	○	○
6-158	(株) 帝国コンサルタント	補 31 第 815 号	0778-24-0001	○		○					
6-180	(株) 若狭開発技術センター	補 28 第 1606 号	0770-53-2883	○		○			○		
6-181	(株) 川上測量コンサルタント	補 29 第 1422 号	0776-35-5566	○		○			○		
6-187	(株) アスワ測量設計	補 28 第 2051 号	0776-34-1012	○		○			○		
6-208	中央測量設計 (株)	補 31 第 873 号	0776-22-8482	○		○			○		
6-210	(株) 三輝設計事務所	補 28 第 2054 号	0776-27-6323			○		○	○		
6-211	(株) ワカサコンサル	補 31 第 850 号	0770-56-1175	○		○			○		
6-215	(株) 澤田調査設計	補 31 第 2556 号	0770-56-3456	○		○					
6-219	九頭龍測量 (株)	補 28 第 1130 号	0779-66-1021	○		○		○	○		
4-073	(株) 日本海コンサルタント 福井支店	補 31 第 642 号	0776-54-9188	○	○	○	○	○	○	○	○
4-087	(株) 東洋設計 福井支店	補 30 第 1439 号	0776-26-0510	○		○		○			
6-264	(株) キミコン	補 02 第 2709 号	0778-62-7700	○		○	○	○	○	○	
6-269	(株) アトム補償コンサル	補 29 第 4924 号	0776-50-0170	○		○	○	○	○		
6-273	富士測量設計 (株)	補 30 第 1801 号	0770-56-1511	○		○					

滋 賀 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6-057	キタイ設計（株）	補 31 第 1548 号	0748-46-2336	○		○					
6-111	（株）新 洲	補 30 第 149 号	077-552-2094	○		○		○			
6-150	正和設計（株）	補 31 第 989 号	077-522-3124	○		○					
6-202	（株）鈴鹿設計事務所	補 31 第 654 号	077-573-3223	○		○					
6-249	近畿設計測量（株）	補 31 第 854 号	077-522-1884	○		○					

奈 良 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6-019	アトラス工営（株）	補 31 第 567 号	0742-45-1055	○		○		○	○		
6-161	（株）たかの建築事務所	補 28 第 1342 号	0747-22-3232			○	○	○	○	○	
6-205	太洋エンジニアリング（株）	補 29 第 2264 号	0742-33-6660	○	○	○	○	○	○		
6-233	（株）コム建築コンサルタント	補 02 第 2716 号	0743-76-6644			○	○	○	○	○	
6-260	（株）倉田総合鑑定	補 02 第 4403 号	0742-30-5520	○	○	○	○	○	○	○	○

和 歌 山 県

会員番号	名 称	登録番号	電 話	登 録 部 門							
				1	2	3	4	5	6	7	8
6-052	清水不動産鑑定士事務所	補 30 第 144 号	073-422-1285		○	○		○	○	○	
6-164	（株）山本総合補償コンサルタント	補 29 第 1680 号	073-482-2343			○		○	○		
6-176	（株）岡本設計	補 28 第 1634 号	073-426-3151			○	○	○	○		
6-204	（株）近畿コンサルタント	補 01 第 956 号	0737-82-5332	○		○			○		
6-274	（株）公共補償設計	補 30 第 4701 号	0736-26-7011			○		○	○	○	

投稿募集

本誌では下記の要領・テーマで、読者の皆様からの投稿を募集しております。

投 稿 要 領

- ・原 稿 ワード等をお願いします。
- ・締切り 随時
- ・テーマ 自由
- ・原稿料 1 テーマにつき 5,000円
- ・C P Dポイント . . . A4 1 ページにつき 1 単位を付与
- ・送付先 〒540-0026
大阪市中央区内本町1丁目2番6号（パナシアビル4F）
（一社）日本補償コンサルタント協会 近畿支部
企画・広報委員会

企画・広報委員会編集委員

担当副支部長・委員長 梶 雅弘
副 委 員 長 佐藤 和夫
委 員 岡部 将享 加藤 巖 中井 正司
(五十音順) 西川 佳子 前本 利明

編 集 後 記

2022 年となりましたが会員の皆様はどのような新年をお迎えになったでしょうか。

今年の干支は、寅年です。それも 36 年に一度訪れるという『五黄の寅』ということで、一説には「最強運の年」とも言われるそうです。

暦上ではとても縁起の良い 2022 年なのですが、昨年末からの「オミクロン株」という新型コロナウイルスの変異種による第六波の襲来でまたまた大わらわな幕開けとなってしまいました。

幾度となく再発令や延期を繰り返してきた「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」などによる窮屈な生活も、ワクチン接種がすすんだ事などもあって、昨年の 10 月あたりからようやく解放される兆しが見えてきて、「これから」と意気込んでいた矢先の「オミクロン株」の襲来となってしまいました。これまでのウイルスよりは重症化することは少ないとのことですが、なにせ感染力が猛烈に強く一気に広がってしまうと医療機関の崩壊をも招きかねないとしてまたまた「まん延防止等重点措置」が適用されることになりました。

先日、私のところにも 3 回目のワクチン接種券が届きましたが、高齢者の一人としましては、なんとか「オミクロン株」に感染する前にワクチン接種をしてもらえるようにと気を揉むばかりです。

そんな中で、北京において冬季五輪が外交ボイコットなどと物議を醸し出しながら開催されました。緊急事態宣言下において開催された東京五輪と同様、参加されるアスリートの皆さんには「五黄の寅」のごとくコロナ禍を吹き飛ばすような精一杯のパフォーマンスを期待したいところです。

そして、何とか一日も早くこのしつこいコロナ禍が収束して、補償コンサルタント業界においても 2022 年が「最強運の年」となることを願うばかりです。

（企画・広報委員：T.M）

